

予算審査特別委員会（3月13日）（開 会 午前9時29分）

委員長

おはようございます。それではただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。昨日に引き続き、予算審査を行います。それでは最初に、昨日の最後、173ページ、四戸委員、高山委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは昨日の高山委員と四戸委員のご質問にお答えしたいと思います。まず、要支援者台帳システムの今後の1年間の保守料ということなんですけども、これにつきましては地図情報GISの情報の保守ということがありまして、これにつきましては年間約100万円程度かかるということになっております。それから防災訓練の関係ですけれども、資料が残っていたが平成24年度からということで、平成24年度から町がある程度団体から依頼されて行っているもの、それから町が実施しているもの含めて19件の防災訓練を行っておりまして、対象としましては自治会だとか老人クラブ、子ども会、それからPTA、自治振興会というところで、主にDIGだとか、防災セミナーということで講師を呼んでお話をしているところでございます。

委員長

よろしいですか。それでは、174、175ページ。千葉委員。

千葉委員

175ページ、事務局費の中の19節負担金、補助及び交付金についてお尋ねをしたいと思います。義経塾、公設塾が開設されまして、大変好評を得てる最中ではございまして、ただし、私が感じていることは、道立平取高校に対しまして一定の通学費を含めて、制服、それから資格の検定補助、それから見学旅行だとか、部活に対して、手厚く予算付けしてる。このことは私は否定する何ものもないなと思ってますけども、今まで結構喧々諤々しながら、まずは生徒数の確保ということで、奔走してた時期もあろうかなというふうに思ってますけども、義経塾はこれからも強力に、やっぱり推し進めていってもらいたいなというふうに感じてますが、こういった補助金、交付金に対しまして、やはり1回原点に戻って見直す必要が私はあるかなというふうに感じております。例えば制服、まあ確かに与えられる、補助受ける側の親御さんにしてみたら大変うれしいことありますし、家計のプラスにもなっていくということで、大変喜ばしいことだなというふうには私も感じておりますけども、やはり教育の原点に戻れば義経塾の部分では、やっぱり一定の学力の向上、それから上の学校を目指す子どもたちに対しての基本的な教育の原点に戻った指導というのがやはり一番なのかなというふうに思ってます。この辺、今回の予算付けに対しては私、異論はありませんけども、今後の考え方として、一度リセットして各項目7項目、8項目ぐらいあるような補助金、交付金のあり方について、どの

ように進めたらいいのかというふうに私は考えてまして、その辺のことに対して、一定の今後のことも見越した答弁をお願いしたいなと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。今千葉委員の平取高等学校の支援に関することですが、これにおきましては平成25年度に平取高校の存続ということがございまして、その中で平取高等学校の振興支援協議会を設置いたしました。各20団体ですね、町入れますと町、それから一般公募を入れますと23団体くらいからメンバーを集めまして、その中で今後の平取高校をどうするかということのなかで話し合いが行われまして、その中で振興支援ということで9項目について、今おっしゃりました通学費から制服からということで、一定の協議がされました。その中でこういうかたちで今後の平取高校の支援をしていくということで決定されておりますので、基本的にはこのままのかたちで進めていきたい。それで精査するところは精査していくのは当然だと思いますが、その中で今現実的に、例えば部活なんかでも、例えば40万円程度の補助をしてると。その中でそうしたら高校のほうもその中で、これはいけない、あれはいけないというような精査をしながら、今実際に進めているところであります。義経塾においても当然高校の学力、当然、本当は他の地域であれば民間の塾行ったりだとか、そういうこともあります。当然存続するという意味では、塾で学力を上げて、またそれがさらに平取に戻ってきて、また何か企業を起こすだとか、そういうのになっていただければなという考えでおりますのでどうぞご理解をお願いしたいと思います。

委員長

千葉委員。

千葉委員

とりあえずこのままの継続というのが耳に残ってますけども、私言ってるのはこれを全てやめれとか、何か項目外してこれはいけないんでないかということの精査はもちろんそうなんですけども、私が言いたいことは、義経塾で特化して言うと、学校のあり方として、学力の向上がやっぱり基本なんです。それと田舎特有の道立の小規模校によって生徒がまた都会型の高校と違って違った意味で、いろんな良い影響を与えている私は学校だなというふうに思っております。細かい項目でこういって費用をあげていくっていうことももちろん、話し合いの中で必要と必要不可欠だなということであげていると思うんですけども、ただ、現実的に親御さんたちのお話を聞いてみたところ、例えば制服は本当にありがたい。それから通学補助ももちろんそうですし、それから見学旅行もそうなんですけども、ただ、それが入学を決定するような決定的な項目ではないっていうのもその背景にあると思うんです。やはり基本は、せっかく義経塾取組んで3千万の予算付けてるわけですから、そっちのほうにやっぱ

りウェイトかけていくような必要性があつてなかつ、道立高校でありながらこれだけの交付金とか補助金を項目別にあげて、それを提供することに対して、一度原点に戻ってやっぱり議論していく必要があるんでないんですかということなんです。そのことについてね、もうちょっと核心に触れた答弁を期待してるんですけど。

委員長

教育長。

教育長

お答えいたします。塾をやる段階で議会のほうともいろいろと議論させていただいて、塾を開設したというかたちで、平成30年度から通年のかたちということでございました。塾をやる際に町が今まで平取高校の支援のためにいろんな面で行ってきておりますけれども、財政的な支援ですとか、人的な部分も含めてということもございますけれども、その財政的な部分も町の財政状況等もありますし、そういう部分も含めて町のほうとも協議しながら、塾をやる際に他の町ではやってないことをやっていくということもあって、その際に今までやってきている、支援してきている部分についても、見直しだとかそういう部分は必要になってくるんじゃないかという話もしております。これは高校のほう、校長をはじめ、先生方含めて学校のほうはこのような支援の部分については、本当に都会の学校では考えられないぐらいの支援をしてもらっているということで、校長自身も生徒や保護者に対して、これが当然だつてというような考えでは困るというようなかたちで、このように支援してくれるところは本当に北海道の一番だというような話を子どもたち、保護者にもしていただいているということもありますし、町としてもそのようなことをやってるということを広報紙等を通じて町民の皆さん、保護者の皆さんにも知ってもらおうというかたちでやってきております。委員言われてるとおり、一度、今まで行ってきてる支援の部分については、先ほど課長言いましたけれども、高等学校の振興支援協議会等とも協議しながら、今後進めていきたいというふうには考えておりますけれども、何分道の高校配置計画の中で今後、日高学区の中で1学級程度の減が予想されるということもありますので、その部分については平成31年度については今まで行ってきた支援を継続していきながら、対応していきたいというふうに思っておりますし、生徒数を増やす部分においてはまた違った面、地域の特色ある高校づくりということで、うちの場合についてはアイヌ文化ですとか、農業関係の部分がありますので、そういう部分を学校のカリキュラム等も含めてもらいながら、他とは違う高校というようなかたちを進めていって、生徒数の確保につなげていきたいということもありますのでそれらも含めて振興支援協議会、また議会、高校のほうとも協議しながら、進めていきたいというふうに考えております。

委員長

そのほかございませんか。松澤委員。

松澤委員 175ページの委託料、平取町学習塾運営業務委託料のことですが、今お話もありましたように平取高校の存続のことも考えながらということだったのでございますけども、今まだ1年なのでまだまだ成果ということはないのかもしれませんが、このことによって例えば今もう3月ですので進学率が上がったとか、何か今時点でわかっていることで効果がわかっていることあったら教えていただきたいんですが。今時点でよろしいので。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まずこの学習塾に通ったなかで北海道学力コンクールというテストがございます。その中でいきますと、中学1、2年生、それから3年生におきましても、ポイント的には、やはり10ポイントから16ポイントくらい偏差値としては上がっているような状況ということでは学習塾から報告をいただいております。

委員長 ほか、四戸委員。

四戸委員 今ほとんどは私の質問千葉議員と松澤議員がしていただいたので、特にする必要はないんですけども、175ページの19節の負担金補助金及び交付金の中で、当然平取高校の要するに、支援対策要綱に従って教育委員会は支援してきたと思いますが、本当は今までのどのような予算が有効に使われてどのような結果が出ているかお聞きしたかったのですが、今伺いましたのでそれは取りやめるいたします。この対策事業の中で、平取高校の部活動補助金というのがあるんですが、これ道の施設ですから、道がクラブ活動に支援するのが建前かなというふうに私は理解してるんですけども、今これどのぐらいの数があって、今後もこの支援していかないといけないのかその辺について伺いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まず高校の部活ということになりますが、今、同好会も含めて10団体が活動してるような状況であります。その中で基本的に補助金、うちの方の支援してる部分については、まず同好会の部分については、支援はしておりません。同好会の分についてはいりませんということなので、その分は抜かしてますので、昨年の実績におきましては6の部活において支援をしております。それで金額的にいきますと人数が34名程度で、それで金額的には16万4千円の負担をしているというような状況であります。うちの支援の要綱でいきますと1人1万円以内ということ中で支援をしておりますが、実質5千円程度の使用してるというような状況であります。今後とも部活においてはやはり他の高校もそうなんですが、やはり学力だけではなくて、そういうスポ

一的なことも、どんどんしていかないと、なかなか平取高校に入る生徒も少なくなるという中で、それも一つの支援の一つということで考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 他、井澤委員。

井澤委員 175ページ先ほど松澤委員の質問されたところ中で、課長の報告としては効果としては、平取学習塾のことにに対して効果としては1点、中学の学力テストがアップしたのではないかということだったんですが、委員会のところ中で、本年の平取高校の受験者の中に町外者が6名だか7名おられて、そのことが明確には言えないかもしれないけど学習塾で平取高校生にしてくれるのが、効果があるかもしれないというようなことが説明があったように思いますが、実際、今受験を間近にして、その辺のことについてはさらにうまく評価というか、考えはないでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 お答えいたします。その点については平取高校の校長とも話をしまして、入学してきた段階で、生徒たちに平取高校選んだ第1の理由というか、そういうものも調査していきながら、教育委員会の方にも報告をしていきたいということですので、そういうかたちで何故今回平取高校を志望したかっていうのも明らかにしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかがございますか。なければ176、177ページ。178、179ページ。180、181ページ。182、183ページ。櫻井委員。

櫻井委員 183ページの8節の学校運営協議会委員謝金とコミュニティースクールの講師謝金という項目についてであります。歳入の中で確認させていただいたんですが、小中学校、昨年の導入の平小、平中のほかに、5校が今年から実施するというので、学校運営協議会委員謝金とコミュニティースクール講師謝金については、今後、必要ないんじゃないかっていう受けたんですけど、今回この中で新たに社会教育総務費っていう項目の中に、新たにこの項目2つが載ってきたんですけど、その理由をまず教えていただきたい。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まずこの学校運営協議会の謝金ということですが、平成30年度は教育総務費の事務局費で記載させていただいております。それで実際、この運営協議会するということになれば、コーディネーターそのもの

が社教主事だとかそういう方の資格を持った方がやっていくというのが通常でありまして、それでこの度、社会教育総務費の方に移行させていただきました。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 今回のこのコミュニティースクール導入に関してこの2つの項目って何に使うんですか。その主事に払うという意味ですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まず学校運営協議会の謝金については各学校7校で委員を選んで、その報酬ということで1人1万円という報酬を年間、それを払っていくというようなかたちでここで記載させていただいております。それとコミュニティースクールの講師謝金ということで年1回、CSマイスターを一回呼んで、またその運営協議会に対して、いろんなかたちを指導してもらうということの中で、これは記載させて頂いています。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 僕はすっかり勘違いしてしまっていて、年度年度でもう終了してしまうもんだと思ったら継続してずっと委員会なり、講師の継続というのはしていくということでもいいんですね。それと、これは今までの補助金等がまるっきりにないということで、単費で町の単費で実行していくというかたちとるんですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、議員のおっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかがございませんか。184、185ページ。松原委員。

松原委員 松原です。185ページの13節委託料で開拓財産の建物、委託しておりますが、あそこの荷負小学校のところに委託されておりますけども、横の体育館の屋根などが非常に目立っているんですけど、壊れそうとか。そこら辺の将来的に補修はできないものかなと思っていて、お伺いしたいんですが。

委員長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。荷負小学校の再利用につきましてはいろいろと庁舎内等でも議論を重ねて、議員の意見等もいただきながら進めてまいりましたけれど

も、まだまだ内容的な詰めは必要ですけれども、当面は開拓財産の展示というようなことで、利用をするという方向性が出ております。体育館については地域での軽スポーツ、それからスポーツ少年団等で今利用しているということでございまして、本当に雨漏り等も厳しい状況になっているということも聞いておりますので、屋根の改修についてはそういった再利用のことも含めて、年次計画で、総合計画で検討させていただきたいというふうに思っています。

委員長 ほかございませんか。なければ186、187ページ。188、189ページ。190、191ページ。四戸委員。

四戸委員 1目の保健体育総務費の19節の負担金補助金及び交付金の中で、平取町体育連盟の補助金について伺いたいと思います。このことについては何回か質問させていただいておりましたが、未だかつて予算がプラスになってこない。逆に31年度の場合は平成30年度より11万円ぐらいの減少をしております。この減少したのは単純に少年団の数が減少したから減らしてきたのか、その他の要因があって、減少したのかまずその点について伺いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まずここでいきますと平取スポーツ少年団の補助金が減っているという状況であります。これは野球スポーツ少年団、振内ですね、野球スポーツ少年団、それからミニバスケットボール少年団が休部というようなかたちで報告がございました。それによりまして全体的な減額ということになっております。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今振内少年団が休部ということですが、昨年、30年度においては、振内で山日高のチームと一緒に合同でやってたんですがそれもやめたということなんでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。委員のおっしゃるとおり山日高のほうもなかなか野球をする子がいなくて休部になるということになります。また、山日高の野球協会のほうもなくなるというようなことで情報は入っております。それによって振内の少年団も今まで一緒にやってたんですが、それがなかなか人も少ないというなかで、今回休部、とりあえず休部させてくださいということできております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

今課長の話聞いてやむを得ないのかなという部分が、年々やっぱり少年団のチームの結成していくのは難しいのかなというふうにも感じました。しかしながらまだ人口が減っても少ないなかでも、子どもが少なくなってもその中で頑張っている少年団も結構あると思います。教育長もこの間も執行方針の中で、学問も大事ではございますけれども、健康づくりがやはりそういう子どもたちの基礎体力づくりというの、大事なことになってくると思うんですよね。もう一つはやっぱりこの連盟の中に高齢者の、例えばゲートボールだとか、パークゴルフ、もう80代過ぎても元気に頑張ってる方がたくさんいらっしゃいます。その中で、そういうスポーツに対する支援のあり方をもう一度考えて、それを倍にすれだとかそういうことは言いませんけれども、やはりそういう健康づくりに対して、高校にも支援しているように、そういう方々にも、やはり支援して、健康な体をつくっていただくということが大事じゃないのかなというふうに感じておりますけれども、その辺の考え方について教育長どうふうに考えておられますか。

委員長

教育長。

教育長

お答えいたします。委員おっしゃるとおり、地域においては人口の減少ですとか、少年団、また部活においても児童、生徒の数の減少で、なかなか団体競技が維持していけないというかたち、他の地域の学校ですとか少年団とあわせて出てきている分も、それでも人数が少なくなっていて維持していけないというかたち。または指導者の面も、なかなか地域においては、子どもたちが活動する時間帯に指導する人も少ないというような状況があるということで、今のスポーツをする環境ですとか、かたちが変わってきておりますので、今までみたいに単一種目を中心にやっていくものから、集まってきていろんなスポーツをしながら、運動に対する興味づけですとか、これを続けていきたいというものを子どもたちに持ってもらうことが大切かというふうに思っております。環境ですとか、そういう部分が変わってきておりますので、今まである単一種目の団体から、総合的な運動をするスポーツクラブみたいなかたち、これは道の体育協会ですとかそちらのほうからも、もう15年も10年も前から話が出てきてるんですけども、日本のスポーツ団体の成り立ちについては学校を関係した体育団体、中体連ですとか高体連ですとか、大学の団体、また一般社会人においては企業が中心になって団体をつくってやってるということですが、これは景気によって企業が撤退するということになると、先日も北海道のアイスホッケーの釧路のチームがスポンサーが撤退するというかたちで維持していけないというようなことが出てきておりますので、そういう企業を持ったスポーツのあり方から少し変わってくるんじゃないかというふうに考えております。そ

これは地域においても同じで、人数の減少ですとか、先ほど言ったとおり指導者ですとか、そういう部分があるんで、単一種目でそれを中心にやっていくということから、総合的ないろんなスポーツをやってその中から子どもたちが、これは自分にあってて、興味が持てるなっていうかたちのスポーツクラブ的なものに変えていかないとなかなか解決つかないんじゃないかというふうに思っておりますし、地域のスポーツ振興についても単一競技で頑張る団体もありますけれども、健康づくりのための、将来的に病気にならないですとか、医療費がかからないようなかたちになるですとか、そういう部分を含めた健康づくりとあわせたスポーツのあり方を今後展開していかないと、なかなか大変な部分かなというふうに思っておりますので、今後も各団体等と協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

委員長 ほか、四戸委員。

四戸委員 教育長の考え方はよく理解できておりますけれども、今いろいろ事情は変わってきていると思うんですけども、スポーツの振興には、やっぱり健康づくり、スポーツと健康づくり、大事だということなんですけれども、今現在、これ過去指導員っていうのは、スポーツに対する指導員というのはたくさんいたと思うんですけど、現在どのぐらいになっているのか伺いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。スポーツ指導員ということですね、今現在51名だと思います。

委員長 四戸委員。

四戸委員 この指導員の方は今までも要するにスポーツの振興のために努力されてると思うんですけども、その成果は出ておるのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まずスポーツ指導員ということなんですけど、各団体、団なりに所属して指導ということになりますので、例えば剣道なんかでも全国大会行ったりだとか、そういうようなかたちである程度の成果はあがっていると認識しております。

委員長 よろしいですか。ほか、井澤委員。

井澤委員	<p>1 ページ戻っていいでしょうか。188 ページで沙流川歴史館管理費のところがあありますけれども、沙流川歴史館については、発掘調査等からの縄文期の調査をしたというところでやっていると思うんですが、縄文期からそして今、町としてあらゆる面でそのアイヌ文化のことについてやってますけれども、アイヌ文化が縄文期から連続するっていうのは学說的にも確かなことですので、アイヌ文化のことに力を入れれば入れるほど先に立つその縄文期のことについてやはり研究とか調査を進めていくことが大事なんじゃないかと思うんですが、聞くところによりますけれどもこの沙流川歴史館の開発局からの補助によるものが、費用の大半を占めてて、ここの管理費の中では人件費等のところが入ってませんけれども専任職員が1人配置されておりますし、嘱託等の職員もいるという状況の中で、歴史館の補助が、開発局からの補助が減っているとするならば、やっぱりこの辺のことを、アイヌ文化全体としての中で、ぜひこの歴史館の重要性から開発局に対して、そういうことの減少しているならば、まとめる、あるいは増やすというようなそんなことも必要じゃないかと思うんですが、その辺の状況についてはどうなってるんでしょうか。</p>
委員長	文化財課長。
文化財課長	開発局から沙流川歴史館に対する委託の金額に関しては例年ほぼ変わっておりません。
委員長	井澤委員。
井澤委員	<p>そうすると正職員が配置されているのが、1名配置されてるとは思いますけども、そういうことについても委託費等の中から出ているということになるんでしょうか。</p>
委員長	文化財課長。
文化財課長	<p>基本的に室蘭開発建設部が沙流川歴史館に契約、防災倉庫という名称を最近使ってますけど、その維持管理のためのお金でして正職員の給料とかそういう意味ではありません。維持管理のためにかかる経費を契約で入ってきてますので、当然、町単費の一般財源もあわせての年間計画を立てて執行してますので町のお金も使っております。</p>
委員長	ほか、千葉委員。
千葉委員	<p>190 ページの図書館費のことについてお伺いしたいと思います。ふれあいセンターができて立派な図書館が設置されまして、最初のころは私もあまり</p>

インターネットとか何とかっていうこと以前に何回か利用した経緯があるんですけども、こういった予算審査特別委員会の中で改めて、最近の図書館の利用状況全般について、例えば貸し出しの件とか、あるいはその利用者数の動向とか、過去と比べて今現在どういう状況にあるのか、お知らせ願えればありがたいんですけど。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まず図書館の利用状況ということではありますが、近年、来館者数というものが非常に少なくなってきました。3年前位は1万5000人くらい年間でしたが、現在、1万2000人くらいの利用、来館者数ということになります。ただ、貸し出し冊数というものが年間200、300冊くらいずつは今増えてるような現状であります。今、年間2万5000冊くらい貸し出ししているような状況であります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 実は数字、今日初めて聞くんですけども、自分が想像してたその利用者数よりあまりそんなに減ってないのかなって感じはしてるんですよ。もっと減ってるのかなって感触でいたんですけども、時々NHKあたりのテレビで地方の図書館のあり方についてこう報道されたり、利用状況も随分昔と変わって、近くでお茶飲んだり、ちょっとした軽食も食べれるよっていうぐらいそのオープンになってる図書館というのが地方の図書館で増えてまして、あくまでも本に特化した、あるいはその読書することに特化したっていうことだけじゃなしに、さまざまな方策を考えながら利用者を増やして、あるいはその町民の足の運ぶ回数を増やしてるってような取り組みがなされてるんですけども、その辺も一概には言えないんですけども、今後の取り組みとして何かこの減少をしていく状況に対して、歯止めを打つような考え方あるいはその施策的なものは持ってないのか、改めて伺っておきたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まず利用人数が減るといふこと、状況を踏まえまして、今年途中から今まで図書館の中でいきますと議員もおっしゃってるとおり、例えば飲み物だとかそういうのは一切禁じていたものですね、基本的には飲み物を、ただそれは蓋のあるものということに限定して、そういうかたちをとっております。ただやはりその中で例えばそのカフェだとか何だとか、いろんなことやるということになれば、またその場所にもよってきますし、今の現状の中では、なかなかやっぱり難しいというようなところもございます。それでその利用人

数が減るという中で、ただやはり今現在やっぱり人口の減少、それと高齢者が多くなってきて、なかなかやっぱり図書館の方には来れないという方も結構おられます。そういう中で、例えば移動図書館してもなかなか、そこに人が来ないというのもございますので、逆に来れない方に対して条件はいろいろありますが宅配サービスだとか、そういうことをやって、なるべく本の貸し出し冊数の方はなるべく落とさないようなかたちで、今考えております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

さっき言ったそのカフェとか何とか、1例でございますけれど、決してそれをやれということではないんですけども、それから一つは図書館はやっぱり本のイメージだったんですけど、最近DVDを貸し出して、そこできれいな映像で見れるとか、あるいはその音楽の関係でCDを、そこでヘッドホン付けてなんですけども、そういったコーナーを設けたりとか、本というか書籍に特化しないものもですね、付随して設けてきてるところは結構こう脚光浴びてるんで、それに対してあくまでもそうすれということではないんですけども、そういったことも地方の図書館、やはり視察を兼ねて、やっぱり勉強会的なことで、私はこれから図書館を活性化させるためにはそういった取り組みも含めて職員の研修も含めて見てくると。百聞は一見にしかずですから、そのことも含めて今後、生まれ変わっていくような図書館のあり方、脚光を浴びるような図書館のあり方について考えていただければなと思ってますけども、答弁はいりませんが、そんなことでひとつ参考にしてみてこれからよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ほか、ございませんか。では192、193ページ。櫻井委員。

櫻井委員

193ページの13節の委託料、給食調理業務委託料なんですが、これの数字見ると、これですべて委託先に調理員が変わったということで理解していいですか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。この委託料につきましては今、調理員が13名おります。その中の6名がこれ今委託してるような状況であります。

委員長

ほか、194、195ページ。196、197ページ。198、199ページ。200、201ページ。202、203ページ。204、205ページ。206、207ページ。208ページ。それでは予算書7ページ、第2表債務負担行為について質疑を行います。質疑ございませんか。次に8ページ、第3票地

委員長 総務課長。

総務課長 予算としては、今、井澤委員おっしゃったように、ハラスメント関係の研修、これは講師を呼んでこちらで平取でやる研修であります、その予算を組んでおります。予算にその講師を呼ぶ研修についてはその研修だけですが、予算をかけない研修、あるいは内部の職員による研修ということも検討させていただいております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 今回の案件終わりました同じ99ページですが、13番委託料の中の中ほどに会計年度任用職員制度例規整備業務委託料108万円とありますが、12月一般質問の中で、2020年度から国家公務員から始まって地方公務員までこの制度が始まるということの中で、まだ不確定なところがあるけれども、非常勤職員のそういう給与の面、身分的な保障のところ、この制度が始まるということですが、まず制度をつくるためにこの例規集みたいなものなんですけど、こんなにもかかるものなんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたしたいと思います。委員ご承知の通り20年4月1日から、現在の定数外職員が公務員法の改正によりまして会計年度任用職員というふうになります。この制度につきましては、条例等、条例規則等の中で、いろいろ絡み合う部分が多くて、実務上、そうとう煩雑になるということの現実がございます。日高管内を見ても過半の町が専門業者に委託をかけるということになってございます。当町としても同じようなかたちでやってまいりたいというふうに考えておりました、見積もりとしてはこういうかたちの金額、これは他の管内他の町と比較しても同じようなかたちで見積もりがきているということで計上させていただいたということでございます。

委員長 ほかございませんか。中川委員。

中川委員 149ページの農林水産省の項目なんですけども、農業振興費の中で昨日櫻井委員が、とまと構想について質問されておりましたけども、その説明の中で内容等はわかってきました。31年度の方はどのようにしていくのかはだいたわかったような感じはするんですけども、私が思うにはPRとかそういうものを推進していく、また担い手の確保にも努力していくということで、それはいいんですけども、この平取の産地として、地元、この平取町の農家の人方の今、農業協議会の中でもGAPということで推進をしていますけども、そういうも

のについても強く推進して強化していく必要があるのではないかと思いますけども、そこら辺のところいかがお考えでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

G A Pにつきましては、いろいろ世界標準、日本標準いろいろありますけども、J G A Pを中心に、農家さんが今努力をしているところだと思います。ただ、現在町内に入っている、いわゆるG A Pもどきと言ったら怒られますけども、G A Pに近いような取り組みをなされている農家さんが多い中で、それを正式なG A Pでどう取り組んでいくのかっていうのは、I S Oと同じで一定程度お金のかかることですので、当該の農協と協議をしながら、どのようなかたちで査定員というか審査員を育てて農家さんの審査に当たっていくのか。それと受ける農家さんのレベルを上げるためにどのような教育が必要なのかということについても、協議をしていかなきゃならないと思っております。いずれにしても世界標準でかなり推し進められてきているところがありますので、いつまでも今の状態でいいとは思っておりませんので、農協と協議をしながら、来年度以降どのようなかたちでやっていくのか、農業協議会を中心に検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

中川委員。

中川委員

今とまと構想を推進していくなかで、やっぱり平取町の中に平取町外からのお客さん方がいっぱい入って来ると思うんですね。そういったときにそういう平取町の農家の施設を見た時に汚いんじゃないかとか、そういうふうに思われたら、やっぱり平取町としても困ることでもありますし、やっぱり今協議会の中で経営安定対策直接支払交付金の中で、G A Pに対しても推進してますよね。そこもう少し力を入れるような感じをしていったら来てくれたお客さん方にも、きれいなところだねと、そういうふうに見てもらえるのではないかと思います。また担い手の方々にも今地元では土地とかの確保もできてない状況なのでそういった方向も、今後考えていく必要があるのではないかと思いますけども、そこら辺いかがお考えですか。

委員長

産業課長。

産業課長

G A P加算につきましては、J G A Pでなくても加算してもよろしいということになっておりますので、今J Aびらとりが取り組んでいる、クリーン農業の取り組みに若干、記録を残すですとか、そういうことでG A P加算ができるということになっているので、それは引き続き、今よりも少しレベルアップをしながら推進をしていきたいというふうに考えております。確かにハウスへ入る

ときにきちんとブーツカバーをするですとか、視察の方にそういう対応していただくとかってということについては、規定細かく行っているつもりでありますけども、農家さんに応じてはそんな汚いところはないと思うんですけども、たまたま前日の作業が残ってるというようなハウスがありますから、そういったところは、注意をしていただけるよう指導していきたいなというふうに考えております。いずれにしても必要なことでありますので、農業協議会の中でこれからも協議をし、なるべく町が取得ということになりませんので、農協と協議をし、農家さんが取得できるようなことを町が助言なり助成できていければなというふうには考えております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

中川委員と同じところなんですけども、今朝、道新の朝刊で一面広告、全面広告でとまとの里構想の記事がありまして、なるほど昨日説明していた道新関係で全版1回というのは、31年度、こういうのをもう一回やるのかなと思って見ていまして、道新関係で770万ということで、櫻井委員の質問に対して説明がありましたが、私、失念しているかもしれませんが、今回の道新のこの全面広告については無料でやってもらったのか、補正予算等で何か計上されてやったことなんでしょうか。その辺についてお答えください。

委員長

産業課長。

産業課長

今朝の道新の上段広告につきましては、30年度のトマトの里構想の中の委託事業の中の一環の支出というかたちになっております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

金額はどれぐらいだったんでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

金額につきましては道新との信頼関係がありますので、数字については公表しないという約束になっております。それは平取町の北海道新聞に対する全道版に対しての段当たり単価というのが50万から60万という価格設定になっておりますので、かける15が定価ということになりますけども、そのような数字では受けられませんので、北海道新聞との協議の上、段当たり単価の値引きをしてもらっているところでもあります。北海道新聞のほうからは、値引きした分については、決して公表しないでくれというかたちになってますので、公表のほうについては差し控えたいと思っています。

委員長

ほか、櫻井委員。

櫻井委員

私も今の続き、一つ。一応は予算書、きちっとした数字の入ったものを提示してくれと言ったのがまだ届いてないというんで、これ以上の質問はちょっとできないんですけど、産業厚生常任委員会のほうに提出された資料1っていうのを見てるんですけど、2019年4月の農業協議会4月総会で構想決定というのが文言に入ってるんですよ。これっていうのはそのままこのとおりになるのかどうか、まず教えていただきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

恐らく一番最初のときの説明資料だと思いますので、その予定で作業してきておりましたけども、一応2月に農業協議会の臨時総会を開催をし、農業協議会で確認をしていただいておりますので、その時点でのとまとの里構想のまとめについては、その時点で終わらせてもらっております。ですから4月が2月になったというかたちになっております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

前段でね、自治基本条例にのっとして、みんなで考えみんなで作くり、みんなで動くという構想ね、課長自身が書いてらっしゃるんだけど、これまでの説明会だとか住民を集めて何がしかのいろんな説明会とか開いてるみたいなんですけど、とてもみんなで考え、みんなで動くっていうことが履行されてるとは僕は全然思えなくて、これをもう早くも農業協議会で決めてしまうというのが本当に昨日も予算の中で言ったんですけど、ちょっと乱暴じゃないかな、進め方が。その辺もう1回伺いますが。

委員長

産業課長。

産業課長

当初から自治基本条例に基づいて運用させてもらいたいということは言っております。それに基づきまして、素案のたたき台、素案の段階からホームページで公表し、それぞれ役場、両支所、農協本所、支所において素案を掲示をしております。さらには広報でも一定程度PRをさせてもらいましたし、人はたいした集まってないと言われるかもしれませんが、きちんと3地区でびらとろんを2回開催をし、説明を行ってきてます。意見交換も行いました。さらにはワークショップを開催し、各界各層から人を集めて生産者、役場職員、農協職員、町内の方々を集めて意見をいただいているところであります。その手続きの方法については自治基本条例に則ってやってきたつもりであります。そこに集まった人が少ないという評価であれば、それは受け止めていかざるを得ないと思

っておりますけども、説明会をやった回数、情報をオープンにしたやり方については、自治基本条例に外れてるといふふうには考えておりません。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

実際にやった回数だとか、先ほど言ったように認めているんですよ。だけど、みんなで考え、みんなで作るっていう視点からというか考え方からは遠く及んでいないんじゃないかっていうのが感想なんですよね。実際僕も説明会に行ったんですけど、本当に住民の方っていうか、地域活性化協議会の人がほとんどで、住民というのは本当に僕らも含めて4、5人だったという状況のなかで、これが本当に意見集約されてるのかっていうのがすごい疑問なんですよ。これで決定していいものかっていうのは、恐らく、みんなが疑問に思ってることだと思うんで、僕は基本条例に則ってみんなで考えて、みんなでやってるっていうふうにはどうしても思えないんで、決定したものでどこからも異論がないんだったら仕方ないことなのかもしれないですけど何となく納得できないという、進行というか進み具合だなと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

行政としていろんな計画の決め方はあるんだとは思いますが、私個人としては食育の推進計画含めて、このとまとの里構想につきましても同じような手続き、自治基本条例になるべく則って多くの方に情報提供してっていうふうにやってきたつもりでありますけども、それ以外の方法があるというのであれば何か教えていただきたいなと思います。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

方法を教えてくれっていうんじゃなくてみんなの理解、まだ得られてないんじゃないかって。提供はしてるということは認めてるじゃないですか、僕は。認めてはいるんだけど、みんなの意見集約というのをやってないんじゃないですかって聞いているんですよ。

委員長

町長。

町長

それでは私のほうから、担当課長も一生懸命やっていただいてその件については認めていただいていると思いますし、今回もとまとの構想については平取町が将来もトマトの産地として、里としてあるために、こうありたいという思いを掲げてきておりますが、今後ともこういった将来的な構想を実現するために、やはり多くの方々の、町民の皆さんの参加のもとに協議をしながら、できるだ

け多くの方の意見を聞きながら、一つでも実現できるようなかたちを取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、決してこれでいいというふうには思っておりませんが、本当に参加なくして発展なしというふうには私どもも思っておりますので、これらをいろんなこういうものをベースにしながら、実現できるように、町民の皆さんと一緒に考えながら、実現できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 休憩します。再開は45分といたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

委員長 再開します。それでは歳入歳出事項別明細書全体を通してほかにございませんか。井澤委員。

井澤委員 先ほどのとまとの里構想の続きのところですが、私が質問したところのまた続きでもありますが、本日の道新のカラーの全面広告は1段が60万ということで課長がおっしゃってますので、15段であれば900万というページになるんだなということで、そのようなことに触れたことがない者としては、やっぱり大変なお金のかかることだなと思いますが、それから先にやりました、とまとの里構想のシンポジウムで要するに著名人の尾木ママっていう方の講演料についても、委員会等で何とか規定でいくと2日間来ると120万くらいというふうに言われたところ、いろんなことで町の予算の中でやったということで、大変あの腕のある課長さんなんだろうということ、外に対しても腕のある課長さんだと思うんですが、この31年度のところで道新にかかわるところでアリオでの物販とか、DO-BOXでの2日間のいずれのことと、全道版の今日のようなやつなんだろうと思いますけども、1回、全道広告をするということで、櫻井議員が聞いたところ、770万の予算ということになってますが、1回、最初ですから、今日の広告のところでは値引きも通じたのかもしれませんが、事業を後世に続けていく意味では道新に対しても協力体制はあったとしても、900万のところ全体で770万であれば、また相当な、公表しないということですけども、値引きになるかと思いますが、そういうのは公正というのか不公正というのかよくわからないけれども、なるべくしないで対等な関係で道新、マスコミとだっぴやっぴしていくのがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長

先ほどの答弁の中で広告費のことについては道新との関係とお話しもしましたが、今年のとまとの里構想の中では、とまとの里構想の委託事業ということで800万円ということで委託業者と契約を組んでいます。それはシンポジウムの開催ですとか、冊子をつくること、パンフレットをつくること、視察へ行くこと、いろいろ、もろもろ含めてトータルで業者に委託をかけておりますから、その中の一環で北海道新聞の広告がありますから、グロスで考えてその中の一つというかたちになります。来年以降につきましても770万のうちの一環であって、アリオでの物販だとか、DO-BOXでの物販、それらにかかわる経費、全部含めての広告費含めてのなかでの数字ということになりますので、単体で町のほうからお金を出すということがないというかたちになります。それで公平、不公平という部分なんですけども、段当たり単価というのは北海道新聞が決める段当たり単価というのは、平取町の単価が60万であって、例えばトヨタさんの単価は恐らく5万円ぐらいだと思います。相手側によって段当たり単価ってというのは変わってきますので、その部分では、北海道新聞側が我々を差別してるというかたちになります。日常的に多く広告を出すところは段当たり単価は下がりますし、年に一度ですとか3年に1度しか出さないところは段当たり単価というのは上がってくるというかたちになります。それと、実は最近紙媒体における広告が少なくなってきたというのが現状であります。ご承知の通りウェブ上での広告にかなりシフトしてますので、紙媒体における広告が少なくなってきたので、北海道新聞側としてのダンピングもかなり生まれてきているというような現状だということで、それで安くなってるというふうに考えております。

委員長

ほか、松原委員。

松原委員

松原です。175ページの教育費の関係で、19節負担金、補助金並びに交付金の中でふるさと親子留学補助金のこと聞き漏らしたんですけども、これの今の現状とこれからどういうふうになっていくのかを説明していただきたいと思っております。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。ふるさと親子留学ですが、現在5世帯が振内のほうにいる状況でございます。それでこの予算につきましても1世帯3万ということで、12か月分ということになりますので、それで180万の計上ということになります。

委員長

松原委員。

松原委員 新たにまた募集だとかそういうのは考えてないのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今現在募集はかけてると思いますが、これもふるさと親子留学の協議会と話し合いをしているところであります。その話し合いというのもいろいろ来る方の問題だとかに関して、今まで子どもたちの現状がなかなかいろいろ問題がありまして、その中で協議会等と相談しながら、今後の進め方も含めて今協議している段階であります。ただ、募集のほうは今してるような状況でございます。

委員長 よろしいですか。教育長。

教育長 追加で答弁させていただきますけれども、問題があるっていうのは来る保護者の方、子どもさんたちと受け入れする側の意識の差というかそういう部分がありまして、もともとは振内小学校、複式にならないようなかたちを考えるとというようなことで親子留学が始まってきたんですけれども、来る方については現状、最近、この2、3年については子どもたちに通常の学級でなかなか、学習的にできない部分が田舎に行くとか何とかやっていると意識が来られる方も多いいということ、受け入れる学校についても、子どもたち、また先生方、地域の保護者ですとか、自治会等との意識の差があったりということ、なかなか難しい立場になったりだとかっていう現状があるものですから、そういうことも含めて、親子留学の事務局のほうとも話をしながら、きちんとしたかたちで今後進めていきたいと思いますということを話し合いしてるものですから、30年度は受け入れはしてないようなかたちになっております。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 ふるさと親子留学にかかわって、建てられたログハウスのことについて、平成28年か9年度で町が買い上げるということであったんですけども、平成29年度の決算委員会のところのなかで私ちょっと記憶がなかったんですけど、そのことの買い上げ措置等については全て終了しているのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それについては全部終了しております。

委員長 ほかございませんか。高山委員。

高山委員 116ページの賦課徴収費の中の14節の使用料及び賃借料の中で、これ多分

新規だと思えるんですけども、固定資産管理システム使用料ということで、8万8千円ということで計上してありますが、このシステム、字読めばだいたいわかるんですけども、どんな機能を持ったシステムを今回入れることになったのか、説明をお願いします。

委員長 税務課長。

税務課長 すみません。時間いただけますでしょうか。

委員長 高山委員。

高山委員 それでは2点目なんですけれども、126ページにこれも去年のやつちょっと忘れてきたんですけど今見せてもらったんですけど、13節の老人福祉費の13節の委託料の中に、要援護者支援台帳システム整備委託料ということでこれ新規で出てきてるということになってるはずなんですけれども、この内容等についても、教えていただければと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。これにつきましてはうちの防災でやっています、要援護者システムと連動するようなかたちで保健福祉課の持っております老人だとか、介護、それから障がい者のシステムを統合して要援護者の名簿を統合するというかたちになっておりまして、・・・については福祉のほうのシステムでやっていくと。そしてうちのほうでやっていくシステムについてはそれを用いて地図情報にそれらのデータを落としながら要援護者の名簿をつくっていくというかたちになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 私が聞きたいのは、それでいいんですけども、老人福祉費に要援護者支援台帳システム整備業務委託料ということがありますが、今担当課長が言いましたように、173ページの災害対策のところに委託料ということで、要支援者台帳システムということで、これ支援と援護ってこう名前がここだけ違うんですけども、この支援と援護の違いはシステムを分けることの違いも含めて支援と援護ってこれ、この違い教えていただければと思いますけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり 要支援者については、避難行動要支援者ということで使っております、要援

り課長

護のほうは介護保険等のほうで見守り等が必要な方の全ての要介護認定を受けている方だとか、障害の手帳を持ってる方ということで要援護ということになっておりまして、そこら辺で対象が変わると。要支援者については介護認定を受けている方の中でも、例えばひとり暮らしの方だとか、家族がいないだとかっていう方に限定されてくるところもありますのでその辺で変わってくるのかなというふうに考えております。

委員長

高山委員。

高山委員

そういう説明であれば、支援はサポートということで、どちらかという動きやすいように例えば行なう援助ということになりますし、援護というのは本来であればカバーということで、そういう内容の違いがあるかなとは思いますが、ただ私言いたいのは、昨日これ気づかなかったんであれなんですけれども、要援護も支援も、これ両方あわせると800万なんですよ、それぞれのシステムを持ってくると。しかもこの後、後年度に保守点検ということになるんで、これ何か、この該当者というはすごいかぶるような感じなんですけれども、そういったなかでは、これは一体としてその要支援なり要援護なりということのなかで災害も、この老人福祉のほうもカバーできるようなシステムとして一本化できるんでないのかなと思うんですよね。災害ではその地図情報だとかありますけれども、こちらの要支援の要援護のほうだって基本的にはそういういったことも含めてできるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺、なぜこう分けたのかというの今担当課長から聞いたんですけれども、可能性としてはこれ災害関係の要支援と要援護とこれ一体となって800万もかけないで、できる内容ではないのかっていうのをもう一度聞きたいと思うんですけれども。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えいたします。これシステム的には一体的に運用するようなかたちにはなりません。ただ補助制度の関係でそれぞれで補助金をもらうということもあって、こんなかたちで保健福祉課のほうと、防災のほうで予算を別々に計上して、それぞれの要援護者のシステムで保健福祉課、そして要支援のほうで、特にこれは地図情報のほうを要支援者システムのほうで整備をするというかたちで、整備したシステムについては両課で共有できるようなかたちになります。

委員長

高山委員。

高山委員

昨日災害で聞いたたときにもね、基本的には言ったんですけれども、福祉で持っている情報っていう、まあ今回、老人福祉で要援護者支援台帳ということ出

てるんですけれども、災害のやつについては、地図情報が全てではないんで、ほとんどこれ地図情報が違うだけでかぶると思うんですよ。それで、このシステムは一本化できないかというのが僕は単純に思ったんですけれども、特に昨日町長も言ってたように、大事なのはこういうシステムで要支援者でも援護者でもいいんですけれども、災害の時には実際に起きたときに誰が責任持っていくのか。町の職員も担当する、地域のまわりの人方も担当するという、そういう流れになってくると思うので、これ十分に補助金だけの違いでそれぞれのシステムを入れるというのは、ちょっとそういった意味では対応を考えていただいたほうがいいんじゃないか。例えば災害の情報だとか、福祉の情報にどっちかの足りない分の機能をのせるということで共有したほうがよろしいのかなというふうには思うんですけれども、その辺の検討についてはどうでしょうかね。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今高山委員言われた件なんでございますけれども、別々の科目に載っているのにシステム的には別々かなっていうふうにお考えかもしれないんですけれども、実際には一体的なシステムとして運用するということで、実際にこれこのシステムを整備すると1千万ぐらいかかるんですよ。それを今回いろんな補助制度を活用して、町の負担も減らしながらということで、その地図情報でこれは税務課の地図情報のほうにも影響してくることなんですけれども、それらも含めて一体的に活用できるようにということで今回この整備をしていきたいということで考えておまして、別々のシステムではありませんので、それはご理解いただければなと思います。

委員長 高山委員。

高山委員 これはそしたらたまたま同じシステムを使うんだけれども、補助金の入り方によって、老人福祉費に分けるものと災害に分けるのであれば、そういった意味では、より補助金が入ってきて、財政的にもってということになるということの内容で分けているという格好だということで理解したんですけど、中身は同じということなんですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 そのとおりでございまして、一応システム的には保健福祉課のほうで要援護者の名簿をつくって、その名簿を利用しして、災害情報とか要支援者の名簿だとか、マップ情報を利用していくというかたちでシステム的には、一体的に運用していくようなかたちになります。

委員長

税務課長。

税務課長

高山議員のほうからのご質問にお答えしたいと思います。固定資産管理システムのシステム使用料ということなのですが、ご指摘のありましたとおり、この事業につきましては老人福祉費の要援護者支援台帳システム、それと災害対策費の要支援者台帳システム整備事業と、それと税務課のほうでの固定資産管理システム使用料については、三つが一つになって事業を進めようとしているところでもあります。介護保険のほうでも、防災のほうでも、支援者マップを作成するということが急務となっております、そのベースになるというものが今現在、特に産業課のほうで使用しております航空写真を利用してのということかたちで位置についての確認作業をしているところですが、税務課としましても、これまでの課題でありましたとおり、土地家屋に関する情報を地理的な位置に関する情報ということにしまして、課税客体の照合ですとか一致をさせることによりまして、きちんとした町内での特に家屋におきましては、どの位置に何があるかということを確認にしていかなければならない作業があります。その作業とあわせて今回の要支援者マップを作成しようとしているところでもあります。町内にある家屋については登録してるものが5千近くありますけれども、登記物件以外にも未登記家屋が多数あります。その確認作業と照合作業を進めまして、また今度そこに所有者、それからどういった方が今現在住んでいるのかということも、情報として組み入れていこうとしています。その情報を介護支援ですとか、防災のほうに一体的に活用するというので、連携をした家屋図、ベースとなる家屋図を作って、情報をそこに登載をしてトータル的にそういった部分をそれぞれ管理していこうという事業で進めていこうとしているところでもあります。税務課におきましては残念ながら国のほうでいろいろ電子化ですとか、そういったことを進めなさいときてるんですが、一切補助金のほうは付いておりません。そういったことの整備を兼ね合わせて、介護のほうと、防災のほうと協議を進めていただきまして補助金を活用しながら、この作業を進めていくということで、今回予算計上させていただきました。

委員長

高山委員。

高山委員

なんかますますわからなくなってくるんですけれども、基本的にはあれですか、何がベースになるということのこの三つのそれぞれ業務委託については、何がベースになるんですか。例えば老人福祉のものなのか、災害のものなのかで作ったものを、税務課も、本来、そんな空中写真なんか使わないでも回ったなかで新しく新築なれば、それぞれまた賦課したりなんなりということにはなるんだと思うんですけれども、そういったものまで電算システムでこの前の二つのやつを利用するという、あとからの災害と老人福祉との兼ね合いもよくわからないんですよね。それに、税務課が関わってきて税務課は補助金がないか

らこっちのやつということになるんですけど理解がちょっと。私、頭悪いんでわかりづらいんですけども、何かそのそういった意味では、補助の関係だからということじゃなくて、共有するのはもちろん、それはそれでももちろん必要なことなんで、1本でということですよっきりできるようなものではなかったんですかね。それぞれ800万ぐらいということだと思いますんですけども。あとマイク調子悪いですね。

委員長

休憩します。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時10分)

委員長

再開します。高山委員。

高山委員

もう一度あれなんですけれども、老人福祉の要援護と災害の要支援というのは、お互い共有しながら、若干補助がないんで共有して、それぞれに分けて委託をするということだと思いうんですけども、ただその中で、共有する部分で、片方はないのは地図情報ぐらいだけのような気もするんですけども、仮にそれが共有できるということになった場合に、この税務課の使用料というのは先ほどちょっと説明、担当課長言ってたんですけども、使用料というのは誰に払うんですか。このシステムを使って、今度委託するであろうその業者に税務課の航空写真だとかであれを例えば使ったりするやつの使用料が、80万ぐらいかかるというのは。税務課長の答弁もう1回お願いしてもよろしいですか。

委員長

副町長。

副町長

私のほうから答弁させていただきます。この一つの使用料と二つの委託料から成り立っているというご理解をいただければと思っていまして、税務課の固定資産のシステムはリース料というかたちで整備を図っていかうということで、これについては全くうちの単独事業という捉えでございまして。この老人福祉と防災のほうの委託料ですけども、これも要援護者、要支援者で、これも当然密接にかかわってきますので、そういった情報のやりとりのなかで、二つを整備するということで、便宜上といいますか、どちらもそれぞれの分野の補助金が特定財源として充当できるということでしたので、分けて計上したということとございまして。このシステムを動かすために今の固定資産の台帳の状況では到底動かすことができないということで、まず基本的なその家屋の位置ですとかそういったものをデータベース化することが基本的な条件になるということから、この三つをあわせて整備することで、一つのシステムが動くということとございまして、固定資産台帳は単費でリースでやると。あとの福祉と防災に

については、たまたま補助金が用意されているということで、分けて計上されて、一体のものとして運用を図るということでぜひご理解をいただければと思っております。

委員長 高山委員。

高山委員 そしたら今副町長お話ありましたように税務課のシステム使用料はリース料的なものということで、これはどこに払うんですか。

委員長 税務課長。

税務課長 今年度の31年度になりますけれども、作業を進めていただくシステムを業者のほうにということになります。

委員長 高山委員。

高山委員 ということはこの老人福祉と災害の受ける業者というのは多分これしたら、同じかたちになるんですかね、一括して委託契約ということになるのか、そこが決まったところに使用料を払うということになるのか。そういう考え方でよろしいですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 システムもこの地図のシステムと、住民基本台帳を基本としたシステムがありまして、それぞれで業者を選定して行っていくというかたちになりますので、税務課のほうについては多分住基のほうの担当のシステムになろうかと思えます。防災のほうは地図情報のシステムの業者になろうかなというふうに考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 先ほど税務課長はね、固定資産の関係では地図情報が必要になるからっていうことを言ったんですけれども、その住基上でということになると、この災害の地図情報のものについては、町でやるから一括して使えるということになるんだと思うんですけれども、このリース料的なシステム使用料というのは、住基の関係の会社に払うという格好なんですか。

委員長 税務課長。

税務課長 すみません。先ほどまちづくり課長のお答えが違っておりましたので、税務課のほうの整備するリース料とまちづくり課のほうの防災のからめるところについては、委託ですね、作業する業者のほうになります。台帳を管理しているところが町の行政システムになりますので、その行政システム絡んでるところは税務課、固定資産台帳管理をしている税務課、それと介護支援のほうも、介護支援のシステムが入っている、そちらが総合システムに入ってますので、そちら両方になります。

委員長 高山委員。

高山委員 また後で勉強してみたいと思うんですけども、ただ僕いろんなかたちで、今年だけに限らないんですけども予算見ていくと、全ての課にとは言いませんけれども、システムがすごい入ってきてるんですよ。この分けたシステムもきっと災害の時に聞いたんですけども、今年度はこれだけけれども、次年度以降からは保守の関係の委託料も入るんですねったら、入ると。これも入る、その老人福祉のほうにも入る。共有するとは言いながらも業者は違って出すということで、補助金の限度額があるから、どっちか一つにしても、その補助金足りないということなのかどうかよくわかりませんが、そのシステムの保守管理、最初に入れるときは仕方ないとしても、うちの町にも、例えばそのこのお金、システムだけでいったら何千万のお金なんですよ。基本的には当初導入以降のそういった保守管理だとかっていうのについては、何か専門の職員を採用して育てていって対応してきたほうがいいのかなと思うんですけども、その辺のトータルとしてのシステム入れた後の保守点検だとか、保守管理だとかに、外部委託ではなくて、内部でできるものについては、自前の職員を育ててやっていきたいというような、そういう考え方がないのか最後に一つ教えてください。

委員長 町長。

町長 行政システムということで、さまざまな時代の要請にあって、こういうシステムを導入しなければ業務ができないということでやっております。そこで私もこのS E、システムエンジニアに対する保守管理というのが常にやはり、経年変化しますので、変えていかなくてはならないということでは、保守管理料、全体の行政システム、住基もそうだし、税務課のほうのシステムもそうですし、それを操作するS Eの保守管理というのが伴ってくるので、いつも業者には職員にもお話しますが、縦割りではなくて、来たときついでにやってもらうということで保守管理については経費を節減するというようなことを業者にも職員にもそういうことを徹底しながらやっていただきたいということで言っております。そういったかたちで、これ今高山委員言うように、専門の職員を雇

ったほうがいいのではないかとということで、これも検討したこともございますけれども、やはり複雑化してなかなか職員には、専門の職員入れたとしても相当限界があるのかなというかたちで、現在そういうシステム管理については、一元的にやっておりますけれども、縦割りでそれぞれ出張旅費だとかそういうものが計算されて、保守料というのはかかりますけれども、そういうものは兼ねて来てやっていただくとか、そういうもので安く経費をあげるようなかたちで努力をしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

高山委員。

高山委員

わかりました。ただ先ほどの災害の要支援と老人福祉の要援護のそういうシステムの関係について後でわかる資料があって、何が共有できて、何ができないのかということも含めて、後でまた資料提供していただければというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

委員長

ほか、井澤委員。

井澤委員

多分98ページ、総務費の一般管理費のところにあらうかと思っておりますけれども、住民ナンバーカード写真入りの身分証明書のことについてですけども、担当課は総務課かと思いますが、これについて最近もマスコミのニュースに回らない状況なんですけども、自主的にとこの町民での取得率だとか、また必要度、また窓口等で困難なことがあったか等含めて今後、総務省がどんなふうに考えているかということはあるんですけども、その辺のことについて費用としてどっかに計上しているのであれば、そのことも含めて教えていただきたいと思っております。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。今現在、資料を持ち合わせていないので後ほどお答えいたしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。なければ、以上をもって平成31年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了いたします。続いて議案第19号平成31年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑を行います。国保7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。高山委員。

高山委員

そういった意味では国保会計全般については、一定程度かかる経費についてはそれぞれ国、道だとかそれぞれの按分ので整理をされているということになりますので、そういった意味では国保についてトータル的な内容も含めてお聞きしたいなというふうに思います。この保険料のところでございますけれども、

30年の4月からそういった意味では広域だということで全道になったんですけども、これそういった意味ではうちの保険料は全道の中での全道平均よりも高いのかどうかというのよくわかりづらかったんで、その辺まず1点教えていただければと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたしたいと思います。うちの保険料なんですけども、全道平均よりは被保険者の所得が高いので、若干高いところに分類にされています。

委員長 高山委員。

高山委員 将来的には、これからまたどんどん広域化ということのなかでは安いところについてはそういった意味では、激変緩和措置もあるということですけども、うちは平均よりも高いということの内容になると思うんですけども、これ他のことにかかわらないでトータルで質問してもよろしいですか。

委員長 どうぞ。

高山委員 平成21年度以降に町の条例を見ますと、国民健康保険税滞納者による措置の実施要綱ということで、俗にいうその資格証明書ってということで、例えば滞納してる方に資格証明書云々ということいろいろ出てきているわけですが、しかも、最近につきましては非常に国保の保険料が高くて、やっぱり払えないという方が、この町の中の情報では払えない高い保険料ということで、内容が出てきていることになってますけれども、資格証明だとか短期保険者証の発行については全道的、全国的にはうなぎ登りだと。だんだんお金が払えないからということになるんですけども、町の場合は、これ、短期の証明書を出したことがあるのかどうかっていうのは、これ条例見ると平成21年度以降ということになってるんで、21年度以降で、過去には記憶をしますけれども、例えば滞納していて、病院の医療費云々がどうだということいろいろあったというふうに思いますけれども、この条例ができて21年以降については短期の保険証を発行したなんていうことの事例があるのかどうか。

委員長 町民課長。

町民課長 資格証明書の発行については、記憶の限りはないんですけども、有効期限を区切った保険証の発行は、被保険者の納入状況によって、行っております。

委員長 高山委員。

高山委員　　うちの町ではそんなかたちで昔は病院行くんで短期の証明書を出してほし
いとか、3か月だとかということではいろいろあったんですけども、そ
ういったことは特にはないということにはなりますけれども、例えばこ
れから出てくる高額療養費がありますけれども、うちの町で多数回の
そういった意味では割引を使ってる、例えば、12か月以内、1年以
内に同じ月に3回まで行くと高額療養費、4回目からは割引される
というのが国保の中にあると思うんですけども、そういうその1か
月の中に3回も高額療養費に対応したなんていうそういう事例とい
うのはありますか。それとちょっと聞いてるんですけども、うちの
町ではないんですけども、結果的にはそんなにかかるんでということ
で、病院行かなかったっていうこともちらっとは聞いてますけど、
うちの町でそういう多数回の割引を使うほどの高額療養費を使う方
というのは事例としてはないですよ。

委員長　　町民課長。

町民課長　　高額療養費の支給に関しては、高額療養費の該当になる方
について、毎回がきにより通知をいたしております、多数回の該当、
4回目以降にもなるんですけども、その方についても同じように通知
をいたしているところです。

委員長　　高山委員。

高山委員　　国民健康保険の支払いの方法については何通りかある
と思うんですけども、何通りあるかだけ、何々あるかということで
教えていただければありがたいです。

委員長　　町民課長。

町民課長　　支払いの方法というのはどういうことを指しているの
か教えていただければ。

委員長　　高山委員。

高山委員　　通常の口座振替だとか、そういった意味では直接窓口
で払うだとかっていろいろあると思うんですけども、今街ではペイ
ジー口座振替っていうことが出てきてますけれどもそういった支払
の方法を検討しているというようなことは、うちの町ではないです
よね。

委員長　　町民課長。

町民課長　　そういったことはなくほとんどが口座振替ですとか、
一定以上の金額について

は病院に直接支払うという方法もあります。

委員長

高山委員。

高山委員

今言ったペイジー口座振替というのは、街では非常に若い人方が、基本的には口座と同じで、キャッシュカードを使った振替えっていうことになるんですよ。だからそういった意味では非常に、そういった振替えがしやすいということで、口座ばかりでなくて、キャッシュカードを使ったペイジー口座というのがあるんですけども、うちの町ではそういう、なるべくその国保の収納の仕方としてはそういったことは考えていないですか。

委員長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。最近ペイジーですとか情報的には流れてきているんですが、例えばうちの町ですと、コンビニでの支払い等々も各町取り組んでいるところではあるんですけども、うちの今の収納の現状からいきますと、かかる経費等を考えますと、口座振替等々の方が経費もかからず、逆に収納も確実ということで、現在いろいろコンビニエンスでの支払いですとか、ペイジーですとかいろいろありますけれども、まだそこについては実施という方向では考えておりません。

委員長

ほかございませんか。なければ8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。次に、歳出の質疑を行います。国保23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56ページ。以上で平成31年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了します。続きまして、議案第21号、平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期6ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。7、8ページ。高山委員。

高山委員

特に中身について、ご質問があるわけではないんですけども、国民医療費のニッセイ基礎研究所の調査では国民医療費の平均というのは全国で33万なんですけれども、後期に限っていくと75から9までは80万、さらに5年かかると94万、85歳以上は107万というような情報が出てるんですけども、これは制度は発足して4年で10年なるんですけども、10年になると1番人口的なボリューム大きい団塊の世代と言われている方々が、2025年に7

5歳以上となって後期になるんですよね。そうすると年々、毎年、均等割だとか、所得割だとかいろいろあるんですけども、当然2025年になって人が増えてくると医療費が上がるということで、いくら広域だということはあっても、やっぱり年々上がっていくという予想をしてるんですけども、やっぱりそういうかたちで後期の保険料も上がっていくという捉え方ではいいんですよね。どうなんですか。町なんかの場合でも同じだと、広域ですから同じですから。

委員長

町民課長。

町民課長

議員のおっしゃるとおり年々、医療費が上がっていますので、その分、保険者の方にも負担が回っていくようなかたちになろうかと思えます。

委員長

よろしいですか。では9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15ページ。次に、歳出、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。以上で平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了します。続きまして議案第22号平成31年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介保7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。8、9ページ。高山委員。

高山委員

介護保険もいろいろとこれ中見ていくと、さっきお話ししたように、そういった意味ではかかる経費について、それぞれ国と町、支払基金等の中で按分の中で対応されてるということになりますけれども、もともと介護保険制度そのものについては、5つの大きな問題点があるということでは言われていたところがございますけれども、そういった意味ではトータル的な内容の話の中で、俗に言う問題の5つの問題点の中の最初にあるその介護難民について、例えば介護が必要で在宅ではいれなくなったっていうことの中なかで、そういった意味では入るところがないというような状況のところもありますけれども、うちの町におけるその介護難民の状況、どのようにおさえているかまず1点教えていただければと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

その介護ランニングっていう言葉がよくわからないんですが、施設に入所している方とかですか。例えば町内で介護施設に入所されてる方は、77名という人数になります。このほかに介護予防サービス受給者が町内で163名、その他に振内の地域密着型の介護予防のサービスということで、この方が17名という利用者がいる状況です。

委員長

高山委員。

高山委員

そういった意味では、そういう利用者がいるということですから、介護難民というのは、介護が必要な要介護者に認定されていても、施設に入れないという方だとか、在宅にいても十分な適切な介護サービスを受けられない状況が65歳以上の要介護者に増えているというような状況の方々を介護難民というんですけれども、町の対応として、今現状として、介護難民にあたる方々がいて、困ってるだとかそういったような認識というのは、例えば施設に入りたくても入れない、国は在宅在宅って言いますから、一昨日一般質問で出たように、在宅を維持していくために松澤議員みたく、地域の中で介護できるような人の研修もどうだろうかというような質問も出ましたけれども、そういった介護難民の方々がいらっしゃるという状況で認識しているのか、いやいや平取町はそれなりに在宅でも頑張っている、施設に入る方々もそれなりに、亡くなる方も多いですけれども、対応してるということで、俗に言う、平取の町においては、介護難民については特に問題はないという捉え方であるかどうかというところを、課長の対応で聞きたかったんですけど。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

介護難民ですね。わかりました。介護ランニングって聞こえたものですから。介護難民ということで、まず、在宅でいる方、お年寄りについては総合事業対象者という区分もありますので介護認定を受けなくても、一定の介護サービスを受けるという制度がございます。町の職員のほうで訪問、あるいは状況によっては電話で今の状況、困ってることはないですかという、状況を町内の主に75歳以上の方に直接会って、電話で状況を確認している状況です。その中で、必要な措置があれば総合事業の中で対応するべく、うちのほうで対応しております。今言われた介護難民ということで、例えば特養、老人ホームには30人ぐらいの待機者がございますけれども、実際にはその方の内病院に入院されてる、また他の施設に入っている、それとデイサービスの対応で居宅サービスを利用しているという方もおりますので、本来的にかつら園の今の待機の状況は5人ぐらいになります。在宅で入所を待ってるっていう方ですね。今のところ、介護サービスにおいて著しく生活に支障をきたしているっていうケースはそれほどありません。ただし、一部の例ではあるんですけども、どうしても施設入所、そういうものについてうちのほうで入るよということ、どうですかっていう話をしてもかたくなに断って、近所の方のお世話になって、町のほうで何とかならないかっていう事例は実際あります。今の制度でいくと、本人が了解しない限りなかなか施設というのはなかなか難しいところもあって、さらには、例えば精神が病んでる方についても、今の精神病院というのはもう強制的に入れることは一切できませんので、そういうような対応で介護支援、福祉それと保健推進の保健師の中で困難事例として対応してる場合もあります。これについては地域も相談しながら対応しているという状況ではありますけども、高

山議員言われた本来的な介護難民というのは、今のところそれほどいないという認識ではおります。

委員長

高山委員。

高山委員

そういった意味では施設に入れないという方も、在宅だけで言えば5人だっという事で、今お話ししてますけれども、そういった中では施設の中で待っている方、もしくは他の施設に入っても平取に戻ってきてやっぱり最期は平取の施設で生活したいという方もいらっしゃるの事実だけでも、そんなに急を要するような内容のものにはなっていないということで、確認をしておきたいなと思ってます。介護における問題の中で、二つ目は最近多くなってきたんですけども、老老介護、それと認認介護、老老介護は高齢者の方が高齢者を例えば介護しているというようなそういうような状況。これは平取だけに限らず、全国でいろんなかたちで、事件になったり、頑張ってる方もたくさんいらっしゃると思います。認認介護についても、2人とも要介護の支援の1だとか、ご主人は介護の2だとか、やっぱりそういうかたちの中で、ご夫婦で老老介護だとか、認認介護しているというような状況等については、うちの町ではどういうかたちで押さえてるのかどうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

高山委員おっしゃるとおり、結構そういう事例もあります。ご夫婦でいてお互いに要介護、要支援というケースもありますので、そういう家庭にも、どの程度押さえているかとなると正直うちのほうで介護支援なり、各家庭を訪問するなかでは相当重たいケースも中にはやっぱりあります。そういうところを支援に行って、例えば介護によって、鬱状態になるというケースも当然ありますので、そういう場合については保健師なりの訪問で精神的なケアとか、ホームヘルパーなり、在宅のサービスをできるだけケアマネージャーのほうで計画をして、その家庭にあったサービスの提供ということに努めておりますので、中には行政の限界を感じるころもありますけども、当課の職員はそこら辺は家庭に入って緻密に話を聞きながら、いかに対応できるかというふうに対応してますので、それでもどうしても困難事例はあります。家族がいる場合はお話をしながら対応したり、ただ最近家族がいても、その家族、特に息子さん、娘さんがうちは一切面倒みませんよっていう家庭も結構出てますので、そういうところでの対応は正直、苦慮しておりますけども、うちのほうでは、できるだけ、その家庭にあったタイプで、どう支援できるかと、地域ケア会議というのもありまして、各専門職、病院、保健師、それと介護支援の施設の職員とか、そういう方々を含めた会議があって、そこで対応を協議してるということもやってます。

委員長

高山委員。

高山委員

そういった意味では事例によっては、各関係者呼んでケース会議やってるということで、そういったかたちでなかなか家庭の中に入るのは大変なんでしょうけれども、老老介護だとか認認介護ということがやっぱり介護の問題のやっぱり大きな一つになってるというようなこともありますので、対応については、この予算の中で消化していただけてだけでなく、頑張ってもらいたいというふうに考えております。三つ目なんですけれども、俗に言う、今全国でもいろいろあるんですけれども、高齢者の虐待の問題、平取町については高齢者虐待ネットワーク等々がありますけれども、できれば施設の中での虐待が非常に多くてということであちの町にはそういうことはないかなと思うんですけれども、高齢者虐待についての平取町のネットワークで会議をやったりんだり、いろいろネットワークを広げ、大きくかぶせながら、民生委員のカバーだとかいろんなカバーで重複し合いながら、見守りはしていると思いますけれども、高齢者虐待について俗に言うそういった事例っていうか、そういったものは統計を見ると施設の管理者というのが一番多いということにはなってるんですけれども、そんなようなことが平取の中ではどのようになってるかということが簡単でいいんで、もし教えていただければ。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

虐待ネットワークの中では、そういう事例等を協議するんですが、町のほうに通報あった件数というのは、毎年1件か2件ぐらいあります。ただ、その中を実際に精査してみると、それが親類間のいざこざだったり、本来の意味で虐待っていうのは、今のところ確認はされておられません。昨今というか、今年入ってからそういう虐待に類似するケースが1件あって、その家族をシェルターで保護してるという事例があります。ただ、これは高齢者の虐待というのも含めて、家の中に入り込んで金銭的なものも含めて、暴力もっていうのがあって、そういう事例が1件あります。施設に関しては、実は、うちの職員が講師になって虐待防止への取り組み、対応、そういうものについて、3月中に施設のほうで研修会を開催する予定になっております。

委員長

高山委員。

高山委員

時間もないんであれなんですけれども、介護には五つの問題点あるということで、いろいろ言われてますけれども、四つは高齢者の一人暮らし、平取町においても、400以上の独居の世帯の方がいらっしゃるっていうようなことを聞いています。そういうなかでは、いろんな問題が出てきているということで、一つは認知症だとか孤独死だとかっていうことがあるのかどうかということも

含めて言われています。それと、五つ目には、実は高齢者の中の認知の方々の成年後見制度という、いよいよ平取町も今年予算を見ると成年後見制度がいよいよ業務委託みたいなかたちまで出ていくというようなことになってますので、こういった独居の老人の関係だとか、そういったその成年後見をしなきゃならないというような状況というのは、一番その福祉の中で、ケアマネだとかそういったかたちのなかで、一応踏み込んでいると思うんですよね。僕が言ったその介護の五つの問題については、基本的には介護難民だとか、今言いました老老介護、認認介護だとか、それから高齢者虐待、一人暮らしとか成年後見のトラブルだとかっていうことはいろいろありますけれども、そういったものを国では、平取町もそうですけれども、地域包括ケアシステムというかたちの中で地域全体を支えていく、特に今変わってきているのは、介護予防に対する考え方は、今までは心身の機能の衰えを防ぐための機能訓練だったけれども、今は当然わかってるかと思えますけれども、高齢者が社会的な活動を行うような社会参加を例えばサポートするということで、今までは介護の会計でやってきてますけれども、今度は町が総合事業として取り組んでるということになっていきますので、ひとつ最後に一つだけ、この地域包括ケアシステムの平取町の中ではうまく機能してるかどうかっていうところ、もしくは問題点があれば、一言だけ教えていただいて質問終わりたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

高山委員言われた地域包括ケアシステム、病院施設、地域、行政が一体となってということになるんですけども、まず先ほどの防災関係もありましたけども、要支援者マップということで、これは自治会の協力を得ながら、独居老人の方の情報、ご近所のどこと仲良くしてるとか、お友達とか、子どもさんがどこにいるとか、いろんな情報を自治会が主体になって情報をもらうという、そういうマップを進めております。まだモデル事業ということで、モデル地区で豊糠、貫気別、荷菜とか、そういうところでやっている状況です。どうしても行政だけではなかなかうまくいかないんで、そういうのを利用しながら、知恵をもらって進めていくというところなんです。それとケアシステムのための問題点ということになるんですが、一番は専門職の確保が難しいという。病院においても、医師の確保が難しい。同じように当町においても、例えば施設における介護職員の不足、それと当職の専門職、保健師なり社会福祉士の不足、そういうものがやっぱり一番、今大きなという感じでおります。将来に向けて今の介護難民があまりいないという状況ですけど、これから相当増えてくるだろうと考えますので、そういう体制の整備というのが、これから当然必要になろうかなというふうに考えております。

委員長

ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員	高山委員の質問のお答えの中で介護難民を言った時に、入所の方が77名と、直近の数字かと思えますけども、特養の入所及びショートステイも含めての数字なのかっていうことで、その他のは日常グループホーム等がありますが、具体的な数字を教えてくださいと思います。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	今は詳しい資料を持ち合わせておりませんが、77名という入所の方については、町内及び町外の方の入所の数ということになります。かつら園は55人の定員ということでなっておりますので、残りは町外住所地特例ということで、町外の施設に入っている方になります。デイサービスについては今定員30人で、それを常時、27、8人はいるだろうという想定でいますんで、そのかける日数でいくとおおむね延べ人数はわかるかなと思います。居宅介護の中にこれ利用者が163もいるんですけど、居宅介護の中にデイサービスの人数が入ってますんで、この他に居宅介護としてホームヘルパーとか、そういうような事業を利用されております。それが合計163名ということになっております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	一般質問での松澤委員の質問の中で介護職員の養成についていろんなことを対応ということでございますけども、認知症グループホーム、振内の認知症グループホーム、2ユニットのうち、1ユニット休止の状況から、早くその認知症の方の入所が可能なようになってほしいと思いますけども、10月から休止してますが、その後の復活というか復旧というか、もう1ユニットも入所ができるようになるかその辺の状況についてはいかがですか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	委員おっしゃるとおり去年の10月から1ユニット9人体制ということでやっております。松澤委員の一般質問にあったとおり、介護職員が不足しているということで、十分なサービスができないということで休止をしております。グローリアホームでは、初任者研修という研修をやっております、それに当町から参加している方もおまして、そういうような介護人材の新たな発掘を目指して研修をやっております。ただし受講された方が今年もいるんですけども、何人かおまして、残念ながらそういう方の採用、仕事についてくれなかったという状況もあるようです。ただ、そういう努力はグローリアホームさんの方ではしてますんで、これから、そういう地道な努力をしてもらって、平取町の振内の認知証グループホーム、これを早期に、元の18人という定員の普及に向け

て努力していただきたいということで、うちの方でも関連する支援、それについてではしていきたいと考えております。

委員長

介護 8 ページ、9 ページ。ほかございませんか。なければ休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

(休 憩 午前 1 1 時 5 8 分)

(再 開 午後 1 時 0 0 分)

委員長

再開します。午前中に引き続き、介保歳入 1 0 ページ、1 1 ページ。質疑ございませんか。1 2、1 3 ページ。松澤委員。

松澤委員

1 3 ページの保険者機能強化推進交付金について 8 0 万円ですけれども、これは介護保険財政が増加しておりまして、できるだけ要支援・要介護にならないような取り組みをした町に力の入れ具合を評価して、その評価結果に応じたものを得られる補助金ということですが、頑張ったからいただけたということなんですけれども、3 1 年度はこれ以上の受ける事業の計画等あるのでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

松澤委員おっしゃるとおり介護予防や重度化防止に取り組む自治体に対して、保険者に国からの交付金が支給されるということになりました。これは平成 3 0 年度 3 月の議会で補正を上げたとおりです。この交付金は 6 1 項目からなる調査内容、それで点数化をしまして、その点数によって支給されるというものです。平成 3 0 年度の実績では、1 0 6 万円ということになっております。新年度の予算では 8 0 万という計上になっておりますけれども、これについてはそのときの取り組み状況によって変わってくるということになってます。特に平取町においては地域ケア会議が割としっかりしていると、それとサロンの開設とか、そういうものが若干認められて、他よりは同規模の町に比べると少し高くなっている金額で実績はなっております。

委員長

ほか。井澤委員。

井澤委員

今同じ項目の中で、結局、介護保険の介護支援の 1、2 の部分について介護保険がまるまると見るんでなくて、市町村への丸投げみたいなことの中でサロン開設はそういうことがあって、それについてはサロンの改修費用とか、健康推進用具なども入れて、実際に交付されて使われているという状況があるんですが、6 0 項目のなかということで大変なことを国の方もチェックしてくれるものだと思うんですが、具体的な中で担当課としてこの辺のことについて問題点

とか、面倒くささとか、その辺のことについてはあるんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 面倒くさいということは一切ないんですけども、国の方では先ほど言ったとおり介護予防、特に介護給付費の保険料の支出が増えてますんで、国の方ではこのまま増えると保険料当然上がるということになりますんで、その中で地域支援事業の中でそれぞれの市町村で取り組むことが可能な科目といいますかね、その地域支援事業、総合事業、そういうところで市町村独自で取り組みをできますんで、国としてはそういう独自に取り組んでいるものについて財政的支援をしようというものなんで、金額的には余り大きくはないんですが、一応そういうようなことで、歳出の方についても、これは地域支援事業の方に充当しております。

委員長 ほかがございませんか。なければ14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30ページ。次に歳出の質疑を行います。介保32ページ、質疑ございませんか。33、34ページ。千葉委員。

千葉委員 34ページの介護認定審査会費のことで自分も勉強不足なところあるものですから、日高西部認定審査会負担金の使われ方というか内訳、雑駁で構いませんのでどういったかたちで、2百数十万、負担金納めて、そしてどのような使われ方するのか勉強のためにお知らせください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 日高町と平取の広域で介護認定審査会を開催しておりますけども、毎月開催しておりますして、その中で関係者、医師それと有識者ということで、5人前後の人数かと思うんですけどその中で開催しておりますして、開催にかかる経費、その医師の報酬その他、そういうものも入れまして、これ毎月開催しますんで結構な金額になるんですよ。それで249万7千円という金額で計上しています。旅費と費用弁償、報酬ということで、そういう金額になります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ですから例えば介護認定の審査を受ける回数が多い自治体というか、そういうのは金額アップとかそういうのはないんですか。一定金額なんですか、各町村。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長	当然、人口規模によっても変わってくると思いますし、平取の場合は日高町と、均等割の金額と高齢者の人口割、こういうもので、それと日高町が事務局になってますんで、向こうが専従職員といいますか、勤務しながら担当している職員がいますんで、そういう人件費も一部含んでるといふそういうことになります。
委員長	ほかございませんか。35、36ページ。37、38ページ。39、40ページ。41、42ページ。43、44ページ。45、46ページ。47、48ページ。49、50ページ。
総務課長	51、52ページ。53、54ページ。55、56ページ。57、58ページ。井澤委員。
井澤委員	57ページの介護支援ボランティアポイント事業委託料のところですけども、年度末ですけども、現在の31年度末での登録者数とか活動の状況とかその辺のことについてはどうなってますでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	登録者が予想より多くて65人、今増えて70人前後になってると思います。活動の状況ではありますけども、各施設のボランティア、かつら園でいくとおむつを畳んだりとか、各施設で色んな事業があります。振内のこころのホームまつりとか、いろんなそういうお祭とかにもボランティアとして参加をして活動していただいて、それで金額的には今年度の予算については、昨年度より27万ほど低いんですが、これは実績に基づいて実際のボランティアポイントの付与した金額、これに基づいて減ってる金額になります。大体、総額で今のところボランティアポイントの金額で20万いうところでしょうか。そういうような格好で若干去年よりは予算を減らして計上ということにしております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	ポイントで結局、金額になるということの還元の中なんですけども、私貫気別のサロンの担当をしているんですけども、来られてる方はそう多くはないんですけども、どんなふうに考えてますかというなか、このポイントに対するお金ということで、500円単位で返ってくるんだと思いますけども、その辺についてやっていただくボランティアの方からするともう少し、歳入があつてのことの歳出になるかもしれませんけど、もう少しポイントに対する金額みたいなものをアップすることも、実績がまだないところかもしれませんけども、検討する課題かなと思ったりするんですがいかがでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

この金額については他の町も参考に、そういう事例も参考にしているんですけど、実際にボランティアやる方には聞いたところ、本当はお金なんか要らないんですよ、特にそうゆうようなものはいらんっていうような話があって、中には辞退するという方もいたんですよ。でも、その中でも根本的に基本はお年寄りの社会参加、元気なお年寄りがそういうボランティア活動していただいて、その中で社会貢献することによって生きがい作り、そういうのが目的になるものですから、やみくもに金額を上げるというのは、例えば1回1人、年5千円を限度に商品券を発行するという予定でありますけども、これが5千円になっても7千円になっても、どうでしょう、今の1回、ポイント1回で100円というのは、大体、これぐらいがいいのかなというふうに考えておりますんで、これから実際にやって受理されてる方の意見もこれから始めたばかりなんで、いろいろと集約されていくと思いますんで、その中で必要であれば後々検討するという事になるかというふうに思ってます。

委員長

ほかございませんか。59、60ページ。61、62ページ。63、64ページ。以上で平成31年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了します。続きまして、議案第23号平成31年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行います。水道7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

櫻井です。歳入歳出に関係ないと言ったらおかしいんですけど、この制度そのもののことについて、伺いたいと思いますが、2018年度の衆院の本会議におきまして、改正水道法が成立をいたしました。公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却する、いわゆるコンセッション方式というのがございまして、自治体の水道事業についても導入の促進を図りたいということがございました。当町においても、老朽施設の取り替え、あるいは人口減少ということで、すでに採算のとれないような状況というものが続いておりますが、このコンセッション方式はすでに国内でも導入されているのをご存じだと思いますが、海外では料金の高騰だとか、水質の悪化だとか、そういったことが相次ぎまして、再び公営化にされて、戻されているという実態もあるのはわかっております。しかしながら、方法論、選択肢の一つとして、我が町では、どういうふうな考えを持っているのか、その辺を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

現在のところ、この予算書見ていただければわかるかと思うんですけども、水道会計の収入の部分でいけば、1億3100万ほどしかない。要するにこれ

は水道料として徴収してる部分ですね。それに対して支出がもうかなり多くて、水道会計で賄えないということで一般会計を導入している状況であります。そのような状況で、今言われた、いわゆる民営化といった部分を検討してるのかということですが、検討するほどもなく、明らかに不可能だろうと。うちばかりじゃなく、特に北海道においては非常に給水人口と配管の延長含めても、どうやってもそれは難しいだろうというのが今感じているところでありまして。国はそう進めるかもわからないですけども実質問題として、人口が集中している、都市部では可能なのかもわかりませんが、北海道ばかりじゃなく、田舎の部分では現実的には難しい制度かなと思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。次に、歳出の質疑を行います。水道15ページ。16、17ページ。井澤委員。

井澤委員

17ページのところで貫気別地区の工事が行われるということであったんですけども、これまで今貫気別にきましたし、貫気別地区も道道の改良等で一部その太い管のところの工事が行われたようなことになって、これからは・・・というか市街地の・・・に向けて行われるんですが、これまで工事をしてきた中の主な理由の中で貫気別地区も漏水率が高いというなことがあったんですけども、これまでやった地区では大変なお金がかかるわけですけども、その漏水という面では配管等ほぼすべて交換してきた本管、それから枝管というんですか、含めてやってきたんだと思いますが、改良っていうのはうまくいってきたんでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

平成31年度については、その前には市街地とかやっけていまして、31年度はキタグニ運輸から本村の方に向かって配管整備をする予定でございます。その他の川を渡っての向こう側というか、旭側の方に関しては道道の橋の関係がまだ決まっていませんので、そこは保留して今現在はこっこの本村に向かってやっている状況であります。それと今までその整備してきた結果なんですけども、確かに貫気別地区、他の地区もそうなんですけども特に有収率が低いということでロスが多いということなんですけども、一部何年かけて整備した段階ではそれは、有収率という面では改善はされてきております。

委員長

ほかございませんか。なければ18、19ページ。20ページ。次に水道4ページ、第2表地方債について質疑を行います。質疑ございませんか。なければ以上で平成31年度平取町簡易水道特別会計の質疑を終了します。続きまして議案第24号、平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を

行います。病院5ページの収益的収入から質疑を行います。質疑はございませんか。6ページ。7ページ。松原委員。

松原委員

2番7ページの給与で医者絡みで新しく眼科の先生が来るように聞いていますけれども、これは医師の給料だとか、そこら辺はどういう風に考えているのかと、それと3節の報酬ですよね、報酬これ振内のあれだと思うんですけども、これ若干、金額が下がったような気もして、所属医師の報酬の方が上がっているのかな。これの要因だとか人員について、委託の報酬の人員、何人ぐらいで計算してるのかお伺いいたします。

委員長

病院事務長。

病院事務長

まず眼科医の給与ということなんですけれども、眼科医は非常勤ということで、3節の報酬で予算を計上させていただいております。それと3節の報酬が全体的に去年から下がっているというご質問かと思えますけれども、31年度は報酬から支出していた職員、看護師なんですけれども、その中の2名ほどを正職員として採用といいますか、身分を上げるといいますか、そういうかたちで給料、手当の中から人件費を出すことに予算を計上させていただいております。それと人数の方なんですけれども16ページをご覧いただきたいんですけども、給与費明細書というものがあまして、この中で1番上の方に職員数ということで、一般職が本年度33名、前年32名ということで、1名増ということになっております。それと嘱託職員の部分なんですけれども、本年度11名ということで前年度が14名ということで、3名減というような形で、人数の予算はこの人数の予算を計上させていただいております。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。では8、9ページ。中川委員。

中川委員

病院9ページですけども、11節の使用料及び手数料の中で、エレベーター検査手数料について伺いたいと思います。ここの分野ですけども、30年度を見ますと22万ということで、今年60万ほど検査手数料が上がっているわけなんですけれども、実際、今までの古い病院のエレベーターの検査料と新しいところの検査料が、2つの検査料をしているのか、そういう取り合いとかそういう考えでしてるのか、その辺詳しくお願いいたします。

委員長

病院事務長。

病院事務長

エレベーターの検査手数料なんですけれども、新しい病院の方の検査手数料で予算の計上させていただいております。それで古い病院、今現在の病院の方なんですけれども、7月が検査の時期なんですけれども、一応6月いっぱいに移る予定

なんで、新しい病院の方ちょっと検査料高くなってるんですけども、そういうかたちで新しい病院の方だけということで計上させていただいております。

委員長 中川委員。

中川委員 こういう器というのは新しいもんだから1年ぐらい保証っていうのが多分、あるのかないのか今わかんないんですけども、そういうものないんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 法定検査になっておりますので、なかなかそこが一般的にはその1年間のそういう保証期間っていうのはある程度の機械はあるかと思うんですけども、法定検査になっておりますので必ずしないとだめだということになるかと思いません。

委員長 ほかに井澤委員。

井澤委員 今のエレベーターのところです、新病院は今の現病院よりもエレベーターの機数が増えてるっていうこともあるのかなと思うんですが、増えてはいないんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 現在の病院のエレベーターは皆さんご存じのとおり、玄関入ってすぐのところの人の乗るエレベーターと厨房にある厨房の荷物用のエレベーターが2基あります。それで新病院の場合は、一般的なその人の乗るエレベーターと、別館というかたちで今回、建設させていただいてるんですけども、別館にも人が乗るようなかたちでのエレベーターなものですから、規模的と言いますか、性能的には大きくなってるといようなかたちになります。

委員長 ほかにございませんか。松原委員。

松原委員 今回の9節の中で管理費なんですけども、病院運営委員会ということで、これ1回の金額、恐らく1回だろうと思うんですけども、新しく病院ができていながら、運営委員会の回数ほどのようになっているのかと、それとこの運営委員会との他に、これずっと見ても職員の研修とういうのは、でてないようなんですけども、前にも研修あった方がいいんじゃないかとか指摘していたんですけども、一応町民からは職員の対応だとかそういうものに結構不満な意見が出てるんですよ。そういうこともありまして、職員の研修とういうのはどっかでや

っているのか何回程度やるのか、どういう風に進めているのかをお伺いしたいんですが。

委員長 病院事務長。

病院事務長 まず一つ目の運営委員会なんですけども、年間1回というようなかたちで開催をさせていただいております。それと職員の研修なんですけども、11ページになりますけれども、1番下の欄になりますけども研究研修費というかたちで、その中の3節の雑費というかたちで10万円予算を組まさせていただいております。それと接遇の関係で、いろいろ伝手をお願いして、料金のかからないかたちで、30年度も研修をやらさせていただいております。そういう意見が病院の方にも十分、届いておりますので、何とかそういう接遇面を改善しようということで、やらさせていただいておりますのでご理解のほどお願いしたいと思っております。

委員長 松原委員。

松原委員 できるだけ職員のね、研修は多く進めていただきたいと思っておりますけども、今、この病院の運営委員会をね、もう少し1回ではなく、もしできれば2回か3回ぐらいの、新しくできた以上は運営について、協議していただければと思っておりますので今後、ご検討お願いしたいと思っております。

委員長 ほかがございませんか。10、11ページ。鈴木議員。

鈴木委員 病院の11ページ、17節の委託料の関係で伺いたいと思っております。この委託料の下から8行目のあれは今回新しく科目としてののってるのかなというふうには見受けられますけど、その上の7行については30年度も多分29年度も含めて、ずっとこういう委託料の金額そのものが入らないというかたちで記載されてきているというふうに思います。それでここについては委託ということでも他の課等で、ほとんど金額については出てきているということがありますし、多分、この委託先についても毎年変わっているということでもないのかなというふうに思いますので、委託のための予算といいますかね、そういうのは明記されても構わないのかなというふうに判断するんですけどいかがでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 委託料につきましては、一応この部分については随意契約というかたちで業務をお願いしております。それで金額を載せていないのは競争入札の例に準じ

てということで、ここは金額を伏せさせていただいております。それで以前、私そういう財政部門に担当させていただいた時もこういう競争入札的な部分の委託については金額を伏せさせていただいていたという認識があります。それで今回、一般会計のほうは金額が明示されているということなんで、それについては、総務課と検討させていただいて、来年については、どういうふうにするか考えさせていただきたいと思います。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

そこで1点だけ伺っておきたいなと思うんですけど、この項目の中で競争入札というような考え方ということで、実際に複数の会社が応募してきているというその科目というのは何かこの7つ8つのなかであるのかどうなのかというあたりはいかがでしょうか。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

複数の会社が応募しているということではないんですけども、1社匿名で随意契約とさせていただいているんですけども、請負額といいますか、そういう部分についてはそれぞれ、毎年見積りをとってやらせていただいております。

委員長

ほかございませんか。松原委員。

松原委員

10ページいいですか。10ページの医師の紹介手数料なんですけども、前は350だったんですけど、今度は100万ちょっと上がってるんですけども、その上がった理由っていうのは、賃金が上がったとか何か別な項目で、金額ちょっと高いなと思ってるんですけど、説明お願いします。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

この項目で医師等紹介手数料というふうにさせていただいております。うちの薬剤師なんですけども、昨年に31年度の6月、7月ぐらいで退職したいというような話を聞いております。それで薬剤師を探さなければならないんですけども、なかなかみつからない部分もあるので、紹介会社等も通じて今探している状況なものですから、その部分の、医師以外の部分の紹介手数料も上乘せして、ここに計上させていただいております。

委員長

よろしいですか。松原委員。

松原委員

これ医者と薬剤師は別なルートであれするから、こういう金額が高くなる、紹

介手数料が高くなるということなんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務
長 紹介会社では、お医者部門、薬剤師の部分というようなことで、一緒にやっ
ているところもありますし、別にやってるところもあるんですけども、薬剤
師の場合も年収の20から30%ぐらいの手数料がかかるようなかたちになっ
ております。

委員長 ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 薬剤師については何か今、今年の6、7月に辞めたいという今、お話をなとい
うふうに伺ったんですけど、いつ採用された方ですか。以前にも勤められてい
たその方なのかなというふうに、それが違えばあれなんですけども伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務
長 現在の薬剤師は、昨年3月に採用させていただいております。それで一度うち
の病院に務めてたんですけども、事情があって退職されて、その後、また薬剤
師を探して採用したんですけどもその方も辞めるということで、たまたま今現
在いる薬剤師が仕事はその時何もしてなかったものですから、うちの病院に來
てくれるということで来ていただいております。それで、今回辞めたいというこ
となんですけども、いろいろ本人の事情がありまして、退職したいという旨の話を
聞いております。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 以前も務めておられてね、そして、退職をされた方をその後、やっとなった方が
辞められたってということでまた採用された。以前の退職理由がどうなのかわ
かりませんが、やはりもう少しきちっと長くいてくれるような人の採用
ということをこれからはぜひやっていただきたいなというふうに思いますの
で。

委員長 病院事務長。

病院事務
長 こちらとしても長く勤めてはいただきたいんですけども、なかなかここ数年
勤めていただけないというような、いろんな事情がそれぞれ事情がありまして、
あってそういう状況になってるんですけども、本来であれば、ある程度の年数
は勤めていただきたいんですけども、本当になかなか薬剤師もいないのです

から、欠員にするわけにいかないものですから、そういうことでしていただける方ということで採用しております。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 今回の案件に続いてですけれども、薬剤師ということであれば、調剤薬局あたりに派遣してもらうようなことで調剤薬局、薬剤師いっぱいいると思いますけれども、どうしても専任として病院に薬剤師がいなければ病院業務が回らないというもののなのか、派遣でそういう方がおられてもいいってということなのか、その辺はいかがでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 医療職員の場合は、基本的には派遣はだめということになっております。それで看護師の場合ですと、育児休業ですとかそういう部分では派遣は受け入れられるんですけれども、派遣でも試用期間の場合は6か月というようなことがあります。それと病院の場合ですと入院患者がいますので、薬剤師はどうしてもいないとだめだというようなことになるかと思えます。

委員長 ほかがございませんか。なければ、病院12、13ページ。それでは次に病院14ページの資本的収入の質疑を行います。質疑ございませんか。次に病院15ページ、資本的支出の質疑を行います。四戸委員。

四戸委員 15ページの2目の建設工事費、これの1目ですか、1節、委託料の医師住宅の設計業務について伺いたいと思います。12日の予算説明でこの設計、住宅について事務長のほうから説明がありましたのは、要するに、PFI、民間の資金で設計、施工、管理も考えているというような説明もございましたけれども、PFIについて、今どのような状況になっているのか、もっと詳しくお聞きしたいと思います。

委員長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。説明のときにPFIの活用もというような説明をさせていただきました。まずなぜPFIを活用するかということですが、やはり総体的な建設コストを圧縮するというのが一番の目的でありまして、それプラス、維持管理等も含めて経費を圧縮するという目的でPFIを検討するというようにしてございました。それで今そのPFIのやっていただく方といえますか、公的機関があれば非常に条件として、当てはまるかなというところでございまして、商工会にこのような事業をできないかというようなことで、打診

をしてございました。それで全道の例として、すでに職員住宅ですとかこういう公営住宅のPFIをやっている自治体がございます、洞爺湖町ともう1町あるんですね。それで、そういう例もあったものですからそこにも視察行きまして、いろいろと検討をして商工会としてこういう条件で建てたらどうなんだというようなことの打診をさせていただいて、商工会も年明けにこういう条件であればできるというものは出てきましたので、うちが直営でやったときの建設費のコスト比較と今後のメンテナンスの費用がそれとどうなのかという今比較検討をやっているという状況でございます、その結果が出たところで、またいろいろ議会にも相談して、結論を出したいなというふうに思っていますので、直営のほうが、いろんな管理の面とか建設費も有利だよということであれば、この設計費予算使わせていただいて設計をやらせていただくということで、前段そういうご相談をしたいというふうに思っています。

委員長

四戸委員。

四戸委員

今の副町長の説明では民間にということで商工会、いろいろご相談されてるみたいですが、もし、これ先に設計だけのってきちゃってるんですけども、民間でできないというようなことになれば、当然地元の業者ができれば一番いいのかな。土地は町が提供というのか貸すということになるのか、そういう町の土地を使ってやるのかなというふうには感じておりますけども、今副町長の説明で全道においても、そういうPFIを使った町がちらほらと出てきてるっていうのは私も理解してるんですけども、もしこれ、町内でそういう業者が出てこなかった場合に、町外の業者もっていうふうには考えていらっしゃるのかその辺についても伺っておきたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

今商工会には打診してますけれども、直営とのコスト比較と、今民間アパートでのイニシャルコストの補助で建てていただいているというのもあって、その辺もぜひあわせて検討したいと思っております。そういう方法を取り入れて、医師住宅の建設をするとなった場合、やはり地元への利益というものを考えると、なかなか町外でというようなことは考えづらいのかなというふうに思ってます、やはり町内でそういった利益を享受できるようなかたちでの進め方をさせていただきたいなというふうには考えております。先ほどもう1町、月形町でやっていますので付けたします。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ次に、病院2ページ、第5条企業債について質疑を行います。質疑ございませんか。なければ、以上で平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了いたします。これまで

の全体を通して改めて質問等がありましたらお受けいたします。千葉委員。

千葉委員

全体とおしてということで、新しい病院のことを含めてのお伺いしたいことが1、2点ありまして、6月で新しい病院が完成して7月開院予定ということで、着々と今準備は進めてまいりますけれども、若干気になるのは新しい病院のランニングコストというんですか、いわゆる燃料費、電気代、水道料含めて、予算書見ましたら平成30年度、振内の診療所も入ってますけれども、1520万ほど、31年度は光熱水費と燃料費ありますけれども1880万ということで開院が7月ということで中途半端な部分もあると思うんですけれども、見込みとして来年度、フルに新しい病院で運営していくということになると、おおよそどのぐらいのランニングコストというんですか、全て光熱費とか電気料、全部含めてのことなんですけれども、予算的にはどのぐらいと思ってればいいのか、わかる範囲であるいはその今後のことで未知数なところもあると思うんですけれども、お答えいただければありがたいと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

新しい病院は空調エアコン完備してるので、その部分では電気料が上がってくるかと思います。重油ボイラーのほうなんですけれども、そちらのほうは冬場の補助暖房的なものとか給湯関係ということになりますので、電気料は使ってみないとわかんないところがあるんですけれども、業者さんの試算では50万ぐらいかなというようなことでは聞いております。重油のほうは聞いてないんですけれども、暖房を使わない分、現在よりは減ってくるのかなというような予想をしております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

私の推測ですけれども増額になってくる部分というのは、恐らく今空調の関係ある電気、それからトイレの排水の関係とか、洗面所の関係とかも若干今の病院よりはかなり良くなっていく部分、いわゆる水道料、これは増えるのかなという予想はしてますけれども、総体で今年は7月開院ということで年度の中途半端な分もありますが、年間おおよそ私の試算では2500万近くまでランニングコストかかるのかなと思ってますけれども、その辺はまだあまり詳しい数字っていうのは捉えてないんでしょうかね。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

そこまで詳しい数字は押さえてないんですけれども、水道料にしても、トイレの数も今までよりかは増えるんですけれども、使う方がそこまで増えるかとな

ると、そんなに増えないのかなと、現状同じくらいの利用者の数なのかなということでは考えておりますし、本当にその電気料の部分については、予想がつかない部分があります。照明器具についてはLEDとかそういうのに全部替えてますので、試算ではいただいているんですけども、実際そのとおりになるかどうかという部分は、本当に動いてみないとわからないというのが正直なところですよ。

委員長

千葉委員。

千葉委員

わかりました、ありがとうございます。もう1点だけ伺いしておきたいと思います。水道の関係でありますけども、先ほど建設水道課長の話だと、本管の工事が貫気別の市外、交差点から貫気別本村のほう向かって行くということで、その部分のいわゆる貫気別の部分の工事が仮に完了したとなると、進捗率で本管の入れ替えの関係は何%ぐらいになってくるんでしょうかね。全町の今の工事の部分含めて。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

何%っていうのは非常に難しいんですけども、この配管関係の更新事業ということで、今貫気別地区やってるんですけども、その前には荷葉地区をやりました。終わってるのがその部分ぐらいで、これから例えば貫気別地区が終わったらどこやるかという、まだ振内だって国道ぶちの拡幅のところは終わってるんですけどあと枝は終わってないですし、本町なんか全然まだまだ、昭和30何年の古い部分もあるんで、率はまだまだ、何パーセントとは言えないですけども非常に低い状況で、これからずっとこのペースでいけば水道事業というのは相当長くかかっていくのが実情だということで、パーセントは今段階はそのような状況なんで、低いとは思いますが何パーセントとは言えません。

委員長

千葉委員。

千葉委員

毎年工事の水道事業債とかいろいろ含めて1億前後の工事発注があるわけですけども、前に有水率が悪くて一般質問水道の関係やった経緯があるんですけども、そのときの私の試算ではだいたい35年、あるいは30年ぐらいかかると。全部完成して。そうすると今の水道管、どのような材質のもので、どのぐらい良いものかわからないんですけども、いわゆるエンドレスでずっとやっていくような、配管の寿命というのはその当初でだいたい40年前後というふうに聞いたもんですから、ずっと永久にエンドレスで工事をやっていかなくちゃいけないような状況になるのか、ちょっと心配されているんですけども、急いでとか、多額の費用をかけてとかという意味じゃなくて、その辺の先行きのことは

やっぱりしっかり捉えてもらって、今進捗率でだいたいこのぐらい来ているよと。残りの工事の費用負担というのはこのぐら이다よということも、いつか機会がありましたら今の水道工事に関して幹線の水道工事に関して、お示しいただけると非常に我々議員としてはありがたいなと思ってますし、何かの参考にもなるかなと思ってますんで、つかみづらい点はあると思うんですけども、流れというのはやっぱりお知らせいただきたいなど。適用負担も含めて、あとこのぐらい費用負担しなくちゃいけないよという部分というのは、やはり議会のほうでも説明あっていいのかなと。そしてやっぱり何年ぐらにかかるとっていう見通しも、やはりお示しいただければありがたいなと思ってますけども、いかがでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

私が建設水道課に来る前の前の前川課長のとき一応試算して計画は作ったのがあるんですよ。その時は、一応、毎年1億円ぐらいかけて水道やっていかなきゃ全然追いつかないという試算はあったんですけども、町としては毎年水道会計1億というのは難しいということで、1億をかけない範囲でやってるんですけども、おっしゃるとおり計画というか、水道全体の計画っていうのはあるんですけども、実際その予算のつき方、町がついても今度、国の補助の関係もございまして、今現在でもその満度に更新事業、予算つかないので、約7割程度、要求に対しての7割程度、そういうような状況なので、ことを踏まえると永遠とは言わないですけども相当長い期間、水道事業って地道にやっていくのが実情かなというふうな状況で、費用に関しても、膨大な費用がかかるのは間違いないということは、今現在では言える状況です。

委員長

千葉委員。

千葉委員

私言ってるのは今現状の状況で、仮に今言った国の補助金の関係も、現行の年を基準にでも構わない、いろいろ変動はあると思うんですよ。当然要求した金額来るわけでもないし、それまた政治情勢とか、国費の分配によっても、予算によって変わってくると、それは承知してますけども、やはり今現況のままいけばこうだよっていう部分っていうのはやっぱりお示ししてほしいなというふうに思ってるんですよ。ということは、今言ったように場合によっては本当エンドレスで、エンドレスならなくても30年35年かかるという試算の中で、当然また先に新しくしてきたところが、今度また老朽化してくるっていう現象も起きかねない、ちょっと懸念をしてるんですよ。そのこともあるので、できれば現行の平成30年度基準でも昨年の30年度基準でもかまいませんけども、おおよその流れというのがつかめるような試算されたものを示してもらうことは可能なんでしょうか。

委員長	建設水道課長。
建設水道課長	すぐにはできないですけども、来年度のどこかの部分で示すことは可能かと思います。
委員長	ほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	新しい病院のことについてですけれども、先ほど千葉委員が説明を求めたなかで、電気について空調等のことがあるから50万増ぐらいになろうかなということ回答があったと思いますが、役場各施設では北電ではなくて新電力会社からの契約で経費節減しているということがあったんですが、この病院の電気についても同じようなかたちの契約をしていくんでしょうか。
委員長	総務課長。
総務課長	電気の関係、私どものほうでやっていますので私のほうから説明させていただきます。井澤委員おっしゃったように、30年度までは新電力で調達いたしておりました。それが3年ほど経過しましたので、改めて北海道電力も含めて見積りあわせをいたしました。その結果、北海道電力が一番安い価格を提示いたしました。北海道電力はご案内のとおり修理だとか、いろいろ災害対策だとか、当然強いノウハウを持っていますので、私どもとしては金額がしかも安いということで、町内16施設を、役場、町民体育館、国保病院も含めて北海道電力と4月1日から契約をするということにいたしましたので、ご報告をさせていただきますと思います。
委員長	ほかございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	全般ということなんですが、昨年も講評の中で確か書いてると思うんですけど、今回たまたま高山委員の固定資産管理システムの質問の中で発覚というか瓢箪から駒でいろんなことがわかったんですけど、これ新事業で、固定資産管理システムのこともそうですし、要支援、あるいは要援護者のこのシステムの運用についても、一切説明がないというか、新規事業の場合は、大体のことにおいていままで説明あったはずなんですよね。こういう説明はもしこの紙面で不足であったら、予算説明資料にね、丁寧に書くだとか、そういうことを怠らないでやっていただきたい。またさっきの話になるんですけど、とまとの里の構想に関してもね、少し詳細を書いていただければ、あんまり長時間にわたって質問等がないと思うので、その辺少し丁寧に書いていただけませんか。
委員長	副町長。

副町長

本当に予算の説明については、資料を要するものもあるという認識でございますので、予算組み立てる前、もうすでに総合計画から検討が始まるともう11月ぐらいからそういう新たなものについては検討が始まるということですので、できれば機会を別にして、常任委員会なり、そういった場で、ぜひ新規事業についてはご検討いただくというような方法もとりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかございませんか。今日この配付された資料について説明、今いただきますか。じっくり見て、また後ほどということでもよろしいでしょうか。後ほどということ。それでは以上をもって、町民課長。

町民課長

先ほど井澤委員の方からご質問あったマイナンバーカードの方についてご説明したいと思っております。マイナンバーカード発行枚数ですけれども、制度が始まって以来、424名の方に発行いたしております。それで平成29年度が50名の方、平成30年度が28名、今現在なんですけれども28名の方に発行いたしております。それで発行枚数がなぜこんなに少ないのかということとやっぱりマイナンバーカードを持っているメリットがあまりないために、これだけの発行枚数に留まっているのかなと考えております。政府の方で今さまざまに検討されていると思うんですけれどもその検討の結果、このマイナンバーカードにいろんな機能がつくことによって、発行枚数が増えるんでないかと考えております。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ以上をもって、議案第19号から議案第24号までの平成31年度平取町各会計予算に対する質疑を終了いたします。次に討論を行います。議案第19号、平成31年度平取町一般会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第19号、平成31年度平取町一般会計予算については原案のとおり可決します。続いて議案第20号、平成31年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第20号、平成31年度平取町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決します。続いて議案第21号、平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第21号、平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決します。続いて議案第22号、平成31年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第22号、平成31年度平取町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決します。続いて議案第23号、平成31年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第23号、平成31年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決します。続いて議案第24号、平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第24号、平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については原案のとおり可決します。以上で本委員会に付託されました。平成31年度平取町各会計の審査を終了しました。町の理事者また説明員の方々につきましてはまことにありがとうございました。それでは、これまでの各委員より出されました質問等の協議を行いますので委員は議員委員控室にお集まりください。2時15分より再開いたします。お疲れ様でした。

(閉 会 午後2時05分)